

第一百二回 参議院大蔵委員会会議録第十四号

(一一一六)

昭和六十三年五月十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十二日 辞任

二木 秀夫君

五月十三日 辞任

野沢 太三君

官崎 秀樹君

河本嘉久藏君

山岡 賢次君

補欠選任

福田 幸弘君

松浦 孝治君

村上 正邦君

大浜 方榮君

梶原 梶君

多田 省吾君

井上 裕君

大河原太郎君

斎藤 宗三郎君

坪井 一宇君

福田 幸弘君

松浦 孝治君

矢野俊比古君

山岡 賢次君

和美君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

金保君

塩出

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

金保君

塩出

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

丸谷 昭次君

本岡 啓典君

のものの性格からいえば非常に有益な部分があるけれども、しかし、やり方によっては非常に危険な要素を持つ融資ではないか、こう私は思うんです。この増加傾向についてどう思われるか。この点をひとつお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(内海孚君) ただいま委員御指摘の点は、世銀だけではなくて、各国の資金協力について多く見られる傾向でございます。

第一が、委員御指摘のように、農業とか工業についていわゆるプロジェクト細りというような現象が開発途上国に見られます。これは第二次オイルショック以降、どちらかといいますと世界経済が低成長期に入りましたし、それで他方、例えば農業品等につきましては生産過剰というような状況もござります。そういうことを反映いたしまして、どうもプロジェクトの方の融資が進まない。これが開発途上国への資金全体の流れをなかなか太くしない。そういう問題がございました。

農業関係について申しますと、世界銀行は農業関係あるいは教育関係というものにかなり重点を置いてきておりまして、その基本的な考え方は変わりません。したがつて偶発的にちょっと細つているということはあつても、またこれは依然として融資が続けられると思います。

他方におきまして、委員御指摘のように、いわゆるノン・プロジェクトの部分がふえてきております。これは先ほど申し上げましたようなプロジェクト細りというようなものの中で、どうやって開発途上国への資金の流れを太くしていくかという場合に、例えばセクター融資というようなものがあります。これの例を挙げますと、中小企業セクターの近代化、これは設備投資だけではなくて長期の運転資金も貸し付けるような形になります。あるいは輸出セクターというように、セクターに重点を置いておきますが、これは特に債務最近非常にふえてきておりますが、これは特に債務累積国のように、もう新たなプロジェクトをやついくよりも、現在あるいろんなセクターを近代化かつ活性化して、対外的なポジションを改

善していくために必要だという考え方によるものでございます。

これは単に世銀だけではなくて、例えば我が国におきましてもいわゆる三百億ドルの資金流れの中でかなりその面は重視しているところでございまして、プロジェクト融資というものの重要性も否定できないわけですけれども、これと相並びまして、そういう開発途上国のニーズに合致したような形で資金の流れを維持していく、あるいは太くしていくという関係から、方向としては適切なものではないかというふうに考えておるわけでございます。

○本岡昭次君 世銀は現在、開発途上国の開発援助に専念をして、商業ベースの融資を行う機関であります。

この世銀の融資承認先の上位を見ると、メキシコ、ブラジルなど、インドを除いていわゆる累積債務国の中エートが高いということがわかります。したがつて、世銀においても返済の問題でかなり難しいことが起こっていると思うんですね。最悪の場合、債務返済不能といふことに陥りかねないと言われていますが、世銀への融資の返済についてどのような状況に一般的になつておりますか。また、先ほど私が言いましたように、債務返済不能というふうな危険はあるのかないのか。返済の遅延している国に対しても新規融資というものは、どのような対応をなされているのか。そういった点について伺つておきたいと思います。

○政府委員(内海孚君) 我が国の出資割合がふえるということは、いわば株主としての重要性がふえるわけですから、ただいま委員御指摘のような点がより重要な関心事になることは私も当然だと思っております。

世銀は健全な財務体質を維持するということに大変重点を置いて考えておりまして、貸付案件の審査に当たつても堅実な貸付基準というものを課しているわけでございます。これまで経済困難とかあるいは自然災害というような事情によりまして、一時的な国際収支困難に陥り、それに

よつて世界銀行に対する返済が遅滞しているという国はござりますけれども、返済がもう完全に不可能になつてしまつたという例はないわけでございません。すべて、いずれはという形で返済されております。

現状を申し上げますと、世銀で七十五日以上の支払い遅滞を起こしている国は、新規融資を含めてもうディスバースを、新規貸付を停止してしまいます。

具体的な国で申し上げますと、ガイアナ、リベリア、ニカラグア、それからシリア・アラブ共和国の四カ国でございます。

○本岡昭次君 世銀の関係は以上にさせていただきまして、前回も質問しました日本の対外援助問題も大いに世銀の目的と関連もありますので、その点について若干質問をしておきます。

政府開発援助の第三次中期目標は昭和六十年に設定され、昭和六十五年のODA実績の目標を七十六億ドルというようく定めています。しかし、最近の円高に伴つて昭和六十二年の実績は既に七十数億ドルに拡大し、目標値は意味をなさなくなつたというふうに言われています。そこで政府は、この第三次中期目標の見直し作業に入ったと伝えられておりまして、新聞でもその点の報道がござります。それによりますと五月一日、総理が政府・与党の首脳会議を開いて、サミットまでにODAの新目標を定めることを表明し、協力を求めたと報道をされております。

それで大蔵大臣にお聞きしたいんですが、このごとにサミットまでにODAの新目標を定めようとして、ODAの見直し作業に着手されたといふことで、ODAの見直し作業に着手されたといふこと、このあたりの実際の関係を伺つておきたいと思います。

○説明員(久保田穰君) 四月の下旬に、総理大臣から外務大臣に対しまして、「世界に貢献する日本」の立場から経済協力の具体的な施策を検討する

まして外務省としては総合的な協力構想というものを取りまとめようということでただいま検討している次第でございます。その中でODAの拡充という問題は重要な柱の一つと考えております。

ただいま委員御指摘の五月十一日の政府・与党首脳会議におきましても、ODAの拡充につきましては大蔵大臣にお聞きしたんですが、政府・与党首脳会議という以上、これは大蔵大臣も当然御出席であつたろうと思いますので、この新聞報道には五月十一日の席上で、総理の方からサミットまでにODAの新目標を定めるごとにについての協力を求めたと、こうあるんですが、その事実関係はいかがですかとお伺いをしておるんです。

○本岡昭次君 私は大蔵大臣にお聞きしたんですが、政府・与党首脳会議という以上、これは大蔵大臣も当然御出席であつたろうと思いますので、この新聞報道には五月十一日の席上で、総理の方からサミットまでにODAの新目標を定めるごとにについての協力を求めたと、こうあるんですが、その事実関係はいかがですかとお伺いをしておるんです。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま外務省の説明員の方からお話をありましたように、この問題についてはやはり、ここで従来の方針を見直して新しい構想を立てるべきであろうという、まあそういう申しましたようなみんなの意向が大体そういう緩やかな合意と申しますが、そういう考え方には政府・与党に共通してございます。

で、政府・与党の昼食の会というのでは、厳密な意味でこれは決定というようなことよりは、ただいま申しましたようなみんなの意向が大体そういうことで一致したということ、総理大臣の御主宰のことで一致したということ、総理大臣の御主宰のことで一致したということ、総理大臣の御主宰のことで一致したということ、総理大臣の御主宰のことで一致したということ、総理大臣の御主宰のことで一致したということ、総理大臣の御主宰のことで一致したと、そういう合意があつたということは、そういうふうに考えて私はよろしいと思うんでござりますが、さて、その内容をどのようなものにして、いつまでにどうやっていくかということにつきましては、当然のことながらこれは各省庁に、各省庁及び党内でござりますけれども、問題は返つてきおりまして、そこから具体的にいつまでにどういうことをやるか。

できますならば、それはサミットまでということは大変望ましいことでございますが、まだ中身等々について十分な合意なり何なりができておらない。全体としてはしかし、前向きに事を考えなければなるまいということで共同の作業をいたし

ております。

アーティスト

ありましたようなことがありますので、いろいろ

情にござります点を申し上げておきたいと思いま

か、何を質と思つておられるのかということ。そ

○本岡昭次君 私は、この問題について予算の委
 嘴審査の際に質問をいたしました。そのときにも、
 日本のODA実績は、世界の経済大国と言われ、
 まことにかつて「世界二強とする日本」といふ

ておこなうが、身体白いといふと、どうぞおなか
るかということに、ついでまだこれといったもの
は持つておりません。

○説明員(久保田穰君)　ただいまの大蔵省府委員の御答弁のとおりでござります。外務省におき

省の言う質の向上とは一体何なのか、できるだけ

ないんではないかという点を指摘をいたしました。そういう立場から、総理がODAの見直しをした。サミットまでにしてほしいと表明された点は結構

するのかというやつばかり積み上げが要るわけでし
て、ただ量をふやしていって消化不良になつても
困るわけでござります。また、当然のことながら

点につきましての一層の改善とすることを急頭に置いて、作業が進められていくことになると思います。

ターではないかと。これも一つのアクターだと思います。一番基本的なことは、我が国の ODA が開発途上国^のそれぞれの国の事情におきまして

在何らかの作業に入っているんではないか。新聞紙上ではいろいろな数字も出てきております。そこで、ODAの見直しということの中で、一

それから贈与比率につきましても、御指摘のような点は我々もよく考へておる点でござります。

ですが、しかし、外務省の立場からすれば、この〇DAというもののGNP比率を当然高めていくと

いかということであろうと思います。初めに量ありきというよりも質だということを申し上げた

—体どのようなやり方かといふこともあります。特に、贈与比率といふ面で見れば先進諸国の中では最低という状況が、前回の答弁の中にもありました。GNP比の数値も平均を下回つておる。平均が〇・三五、我が国が〇・二九、これは一九八六年ですか、七年ですか、そのときの数値がそのような状況だと報告を受けまし

我が国の場合には、どうしても周辺の地域が中心になつてまいりますが、その場合に、アジアの

ら、そうは簡単にいきませんよということになつてくるだろうと、これは素人が考えても思うので

したがって、いろいろと見直し作業の中にあると思いますが、やはり一番大事なのはGNP比で何%にしようとするのか。また贈与比率を何%ま

国々というのはある程度借款によって経済を活性化し近代化しというニーズが強いわけでございます。そういうような事情もありまして、単純な世

そういう意味で、先ほども局長の方が質の問題でいろいろとお話しされました。新聞の報道による

でに高めようと考えているのか、あるいはまた、その最終年度をいつごろにしようとしているのか、こうしたことについて、現状どのような考え方で検討を進めているのかということを大蔵省、外務省、双方おいでいただいておりますので、でき

界的な比較で贈り比率が高ければ高いほどいいというのも必ずしもない。

また、いわゆる資金還流計画というようなものは、予算的なものがある程度触媒にいたしながらも、そういった触媒を使いながら、民間資金とかいろいろな形の資金の流れを開発途上国向けに太く一本化する必要もあるわけですが、そこで、そ

と
大蔵省はこのODA拡充策に対し、量的拡大より質の向上に重点を移すべきだという主張があり、そして外務省の方のGNP比というものに重点を置いて拡大するという考え方とは違う立場をとつておられるというふうに書かれてあります。

されはそれをわれの立場からお考へをお聞かせいたた
きたいと思います。

うとするところ必要もあるわけでございまして、ういつたようないろいろなことを考えますと、これもなかなか、当然この贈与比率がいいんだというところを見出すのも、簡単ではないという事

それで先ほどのお話を質問伺ひたるお話をあつたのですが、大蔵省は質の向上といふようなことをおっしゃる立場から、それでは一体ODAの質というものをどのように考えておられるの

○の本間田 3章 ものの語る所によると、例へば〇・二九であるのを〇・三五に、あるいは〇・四に、あるいは〇・五にと拡大することが別に質の向上を阻害する要因とな

にならないんじゃないですか。

あなたのおっしゃるように病院をつくることだけじゃなしに、医者とか看護婦とかいうふうな医療従事者の養成、教育というものに重点を注ごうということなら、G.N.P.比の比率を高めてそういう援助をどんどん行えばいいわけで、大蔵省の言つてある量的拡大より質の向上ということになつてくると、全体の量的なものはふやさずに、一方、むだな海外援助があるからそれをカットして、そして箱物じやなくて中身の働く人の養成などに切りかえていくのだというふうにとれるわけなんですよ。

だから、大蔵省の考えというのは、現在のG.N.P.比〇・二九というものの中でもまだ援助、役に立たない援助を、役に立つ、あなたがおっしゃったその国に歓迎されるような援助に切りかえていくことなんだというふうになつていくと、これは非常に問題がある。それは当然のこととしてこれはやつていかなければならぬことですよ、むだな援助があつてはならないわけだから。

だから、大蔵省の考えというのは、現在のG.N.P.比〇・二九というものの中でもまだ援助、役に立たない援助を、役に立つ、あなたがおっしゃったその国に歓迎されるような援助に切りかえていくことなんだというふうになつていくと、これは非常に問題がある。それは当然のこととしてこれはやつていかなければならぬことですよ、むだな援助があつてはならないわけだから。

そこで、特に受け入れ国がそのことを歓迎し、

その國民が喜び、日本に対する信頼とか友情と

か、そういうふうなものがより高まつていくとい

う援助にしていくことは、これは何も量と質の問

題じやなくて当然なことであります、量をふや

す必要はないというふうな形での関係を持たすこと

は、私は大蔵省が海外援助にブレークをかけていると

いうこと以外の何物でもないと思うんですよ。

○政府委員(内海季君) あるいは私の申し上げ方

が悪かったのも責めませんが、我が国にいたしまして国際社会へ貢献するという立場から、ODAの拡充ということについては何ら異議はない、

むしろそれは非常に重要なことだと考へていると

いうことでございます。ただ、その場合にます量

なりきと/or でそれが決まってというのじや

なくて、やはり相手のニーズを考えながら、どうこれを積み上げて実のある拡充のめどを立てていいかということを申し上げたかったわけでござります。

それから新聞に、大蔵省は質、外務省は量といふふうな形で出ているようでございますが、そういう形ではなくて、私が申し上げたかったのは先ほどのようなことでござります。

○本岡昭次君 今、私は回りくどく言つたんですが、要するにあなたは現在の政府の海外援助の中にはまだがあつて、それを改めにやいかぬといつてある意味ではそれを批判されたわけでありまして、むだがあるのなら、私は一体どういふむだがあつたのかといふことの詳細な報告をあなたに求めたいと思うんですよ。これだけの援助をしていくことで、実際大蔵省がむだな援助がある、それをもつと有益な、有効なものに変えにやいかぬとおっしゃるのなら、何が一体むだなのかという問題を政府の立場からこれははつきりさせたいかねだと思います。これは改めて別の場で具体的に、あなたと直接お話し合いをさせていただきたいと思うんです。

それで、私は最初にODAの中期目標の見直しは賛成だと、こう言いました。せひともそれはやつていただきたいという立場で三点お伺いするのですが、宮澤大蔵大臣は委嘱審査のときの私の質問に対し、こういう答弁をされております。「これから二十一世紀を展望いたしますと、我が国は言つてみれば世界第一位ぐらいの援助国になりませんと、「国際平和に貢献できない」。また、「国際的に我が国としては批判を受けることも多かる」と思つ」というような答弁を実際されておるのあります。

「世界第一位ぐらい」ということありますから、その「ぐらいいの援助国」ということを目指さにやいかぬという大臣のお気持ちであろうと受け取るんです。そうしますと、やっぱり今期の見直しもそれに大きく近づいていくことになればならないと思います。そうなりますと、G.N.P.比も〇・

三五という先進諸国の平均値を上回るということ

が最低の当面の目標として上げられると思います。それは〇・七という最後の到達目標に一挙に

だけ突破するのか。〇・三六にするのか、あるいは〇・四%というところまで持つていいのかといふ問題は、大蔵大臣の「世界第一位ぐらい」ということの目標の数値として決して私は無理な数字ではない、こう思います。

また贈与比率の問題にしましても、現在六三%か四%ということで、援助をやつている先進国の中で最下位だという状態を脱出させていくために

は、七〇%にすれば脱出できるのか、あるいは平均値に持つていくためにはどうすればいいのかというふうな目標値を、積極的にこの中期見直しの中で定めるべきであるというふうに思います。

さらに、宮澤大臣は答弁の中で、援助というものはどういうものかということをお伺いしたときに、世界各国の相互依存の問題と人道的な考慮が必要だということをおっしゃいました。この人道的な考慮というのは哲学的な一つの考え方の表現だと、こう思つてあります。質か量かというこ

とが絶えず議論になるというのは、日本の海外援助に対する哲学というものがきっちり定まっていらないというところから四省庁協議というものでいろいろと混練をしているんじゃないかなと思うんですが、今度中期見直しの中ではやはり海外援助の哲学、理念、こうしたもののはつきりと確立させることが必要ではないかと思います。

それから三点目といたしまして、機構の問題もけけれども私はうまくいっていない、こう思つてゐることをこの中期見直しの中でやつていかなければ贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうようにも思いますし、文字どおり「世界に貢献する日本」という立場から見たときに、アジアだけに余りにもワーエートを大きくかけ過ぎていれば贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうことからくる批判にもこたえられない質の問題の一つとして考えていく。

そのことをこの中期見直しの中でやつていかなければ贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうようにも思いますし、文字どおり「世界に貢献する日本」という立場から見たときに、アジアだけに余りにもワーエートを大きくかけ過ぎていれば贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうことからくる批判にもこたえられない質の問題の一つとして考えていく。

それから三点目といたしまして、機関の問題も

たくさん申し上げましたが、以上のようなこと

を含めて大蔵大臣の方からひとつ総括的にお答え

をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 御趣旨には私は共感を

する点が実は多いのですが、私は國務大臣でござりますけれども、同時に大蔵大臣という

その発展として独立した一つの省庁になる、

そのワンステップをせひとも次の段階では踏んでいたきたいし、宮澤大臣も、国会がこういう問題に関与していたくだることは非常にありがたい、非常に有益であるという答弁をこの前なさいました。国会の関与の仕方について検討もしてみたい、という答弁も前回いただいておるんですが、こうした海外援助問題が国際平和という問題に絡む極めて重要な事柄として位置づけられるとすれば、やっぱり国会の中でそうした問題を責任を持つてやつていくという関与のあり方、そういうようなものをどうしてもつくる必要があるんではないか、こう思います。

それから最後に、配分ということが起つてくるわけありますが、先ほど局長は贈与比率の問題について、日本はアジアに集中して配分しているところから、アジア各国が贈与よりも借款を好むのでもうしても贈与比率が落ちるんだというふうにおっしゃいました。しかし、「世界に貢献する日本」、アジアから世界となつたら、やはりもつと幅広い援助の対象をアフリカ等にも広げていかなればならぬし、その目標すところは最貧困である日本はバンクーラデシユ、ビルマしかないから

ということではなくて、世界に散らばっている最貧困に重点的に配分していくこととも、やはりこれが南北問題をアフリカ等にも広げていかなればならぬし、その目標すところは最貧困である日本はバンクーラデシユ、ビルマしかないから

ということではなくて、世界に散らばっている最貧困に重点的に配分していくこととも、やはりこれが南北問題をアフリカ等にも広げていかなればならぬし、その目標すところは最貧困である日本はバンクーラデシユ、ビルマしかないから

ということをこの中期見直しの中でやつていかなければ贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうようにも思いますし、文字どおり「世界に貢献する日本」という立場から見たときに、アジアだけに余りにもワーエートを大きくかけ過ぎていれば贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうことからくる批判にもこたえられない質の問題の一つとして考えていく。

そのことをこの中期見直しの中でやつていかなければ贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうようにも思いますし、文字どおり「世界に貢献する日本」という立場から見たときに、アジアだけに余りにもワーエートを大きくかけ過ぎていれば贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうことからくる批判にもこたえられない質の問題の一つとして考えていく。

それから三点目といたしまして、機関の問題もけけれども私はうまくいっていない、こう思つてゐることをこの中期見直しの中でやつていかなければ贈与比率の問題も解決しないのではないかと、いうことからくる批判にもこたえられない質の問題の一つとして考えていく。

たくさん申し上げましたが、以上のようなこと

を含めて大蔵大臣の方からひとつ総括的にお答え

をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 御趣旨には私は共感を

する点が実は多いのですが、私は國務大臣でござりますけれども、同時に大蔵大臣という

立場だものでござりますから、こういう場合の四省庁協議というようなときに、おのずから各省庁の間にちよつとした役割みたいなものがもう御想像のようにございまして、全体の協議の中でチェックス・アンド・バランスの中からいい結論が出ていくということも御理解をいただけることだと思いますので、そういう意味で多少控え目な発言をさせていただいているわけなんですが、しかし、いろいろ考えてみますと、やはり将来、我が国は国際的な責務というものはこの对外援助にあるということは、私はもう疑いを入れないところであると思います。

それは質が量かといえば、結局質も量もということにならざるを得ない。ならざるを得ないのでございますが、ただ、我が國のよう国民総生産が非常に大きな国になりますと、GNP比成長は比較的高いという国になりますと、GDP比を上げていくということがなかなか小さい国に比べまして苦労が多いといふことも御理解いただけますと、やはり国会がこういう問題について、たゞいまのお尋ねのよう関心を持つていただきことはぜひとも必要であり、ありがたいと思いますのは、今後我が國の国民負担の恐らう。それは国民的な理解がありませんと、なかなかやりにくいことでござります、直接自分の目先の利益にならないことでござりますので。そういう意味で、国会の御理解と御支援がなければななかやりにくいことである、こういうことだと思いますが、しかし、たゞいまおっしゃいました各観点について、やはり我が国はこれから大変な努力をいたさなければならないというふうに考えております。

〔理事権原清君退席、委員長着席〕

最後に、各省庁の体制の問題でございます。

私はたまたま、その四省庁のどこにも勤務をした経験があるものでござりますから、みんなの観点をまあまあ自分で体験して知つておるつもりな

んでございますが、どうもこれを一つにまとめて、一つの政府機関と申しますか、一つの行政機構にまとめるということは、形の上ではいいような感じを自己の経験からは持っておりますのですから、やはり今の四省庁体制というものをできるだけ円滑に上手に動かしていくといふことの方が、いわばベストではないかもしませんけれども、現実にはベターではないかという気持ちを持ております。

たゞ、恐らく本岡委員の御批判は、もっとそれには円滑に迅速に動かなければならぬんじゃないかというそれありますと、確かにそういう心構えは大事であると存じますけれども、一つの機構を改めるということにつきましては、私は実際の問題としては、自分の経験から多少の疑問を持つておりますと、東ヨーロッパを除きましては、開発途上国に対する我が國の民間金融機関及び公的機関の中長期の対外貸付残高は、六十二年末で千百三十三億ドルでござります。そのうち民間金融機関からの貸付残高は七百七十億ドルでござります。民間機関とそれから輸銀等の公的機関を合計いたしますと、地域別にはアジアが五百五十八億ドル、中南米が四百五十億ドルでござります。アフリカが九十億ドルとなつております。

○塙出啓典君

最初に、開発途上国に対する累積債務の現状はどうなつか。また、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○政府委員(内海季君)

債務累積問題につきましては、このところ若干、全体として明るさが出てきていると言われておりますが、これはその中の主要な国の一つであるブラジルにつきまして、ブラジルがようやくIMFと政策についての話し合いに入り、ややその先も見えてきて、また民間金融機関との話し合いも順調に進んでいるという点で、大きな変化があつたといふことがあります。

しかし、いずれにいたしましても、一九八七年末の途上国の債務残高は全体で一兆二千億ドルといふことがあります。

○政府委員(平澤貞昭君)

御指摘のように、このような累積債務国への債権が我が国の金融機関の資産の中でもかなり大きなウエートを占めてきてゐるわけでございますが、その結果といたしまして、今、銀行経営にもいろいろの影響を与えてきておりましたし、与えることが今後予想されるわけでござります。

○塙出啓典君

これは大蔵大臣にお尋ねしますが、

○政府委員(宮澤喜一君)

御承知のように、累積債務の中心はやはりラテンアメリカの国々でござりますし、勢いそこにはアメリカの銀行が一番大

けでございますが、こういったことを粘り強く統けていくことが重要であるというふうに考えておられます。

それからもう一つ、このような債権に対しましては、いわゆる貸し倒れ等に備えるために通常額等に係る金額の1%に相当する金額を準備金として、無税で積み立てる仕組みがあるわけでございます。ただ、こちらの方は税と絡んできています。ただし、五十九年度の税制改正において創設された制度でござりますので、現在これにつきまして金融界としては、さらにこれを拡充してほしいという要望をしておるところでござりますけれども、財政当局の立場としては、厳しい財政事情のもとで税制面から精いっぱいの配慮を行つておるということです。この積み立て率の引き上げにつきましては消極的な感触を我々は得ているわけ

それともう一つは、外国の銀行等はこういう債務を不良債権として処理をしている。これもある意味では发展途上国に対する協力、ある種のやはり協力になるんじやないかと思つてありますか、そういう問題については我が国はどういう方針で臨むのか、これをお伺いしておきます。

○政府委員(平澤貞昭君)

御指摘のように、このような累積債務国への債権が我が国の金融機関の資産の中でもかなり大きなウエートを占めてきてゐるわけでございますが、その結果といたしまして、今、銀行経営にもいろいろの影響を与えてきておりましたし、与えることが今後予想されるわけでござります。

○塙出啓典君

これは大蔵大臣にお尋ねしますが、

○政府委員(宮澤喜一君)

こういう发展途上国に対する協力ですね。これは、本法案のような国際通貨基金あるいは国際復興開発銀行への加盟に伴う、そういうのを通して国の力で協力していくというやり方と、それと民間金融機関のいろんな融資、そういう官と民とがあると思うんですけれども、民の場合はある種の危険もあるわけですが、危険があるからやらぬというわけにもいかない。そういう問題があると思うんですが、今後、民間の金融機関としての開発途上国への協力といふものについては我が国としてはどういう姿勢で臨むのか、これをお伺いしておきます。

きな関係を持つておるということがございまして、したがいましてアメリカの動向というものはやはり一つの大きなポイントになるわけでござりますけれども、アメリカの議会なんかの気持ちの中に、結局貸したのは銀行である、したがつてその始末は銀行と債務者との間で本来すべきものであつて、国民の税金を使っていろんな形でそれにあれこれするということは本来、本質的にはそういう問題と違うのではないかという、かなりそういう強い考え方のございます。

それからもう一つは、そういう銀行の立場からいたしましても、なるほど貸した借りたではあります、さらに、債務者として払えない、払えない状況でもう少し貸し増しをしてくれないかと言われば、あなたの国はこれから一体どういう経済運営をなさるのですか、例えばIMFのようなところの専門家の意見もお聞きくださいって、いわば引き締めた経済運営をやってくださいなければ、また金を貸せと言われてもなかなか貸せないじやありませんかという、そういう立場もこれもある程度もつともなことであるといったように、なかなかこの問題については複雑な要素がございまして、その中で我が国としてはまさにそれは、今申しましたよなことは大切なことでございます。いたずらに甘いというか温情的な態度をとることによって、かえって債務国側の努力をいわば弛緩させてしまう、緩ませてしまうというようなことは確かにござりますものですから、そこは十分気をつけてしなければならないことでござりますが、さて、それだけのこと申し込み上げた上で、しかし、やはりこういう問題については、世銀でありますとかIMFでありますとかいう国際機関がもう少し今よりも深くかかわり合つてもいいのではございませんので、そういう意味では国際機関自身がもう少し関心を持つべきではないかというふうに私としては考えております。

そして、この法案などという関係にあるかといふこともごもっともなお尋ねありますて、そういうものとして国際機関を我々はやはりできるだけ力強いものにし、協力ををしていきたい。こう考えておりまして、そのため増資が必要ならば、あるいは特別の資金が必要ならば、我が國としては応分の負担をすべきである、こういうふうに考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 次に、多少これに関連をいたしまして金融行政についてお尋ねしますが、現在、第一相銀に対する検査が行われていることは、いろいろ報道されておりますが、これはどういう検査をやっているのか、どういう目的でやっているのか、これをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 第一相銀銀行に対しましては、本年四月四日から検査に入つておりま

○塩出啓典君 けれども、普通の通例検査では
ば、連日マスコミでも報道されておるわけですが、
これはやはり銀行局としてはこういう情報をリー
クしてそうなつておるのか。これはどうなんですか。
か。

○政府委員(平澤貞昭君) これまでもそうでござ
いましたが、検査においていろいろ知り得たこと
につきましては嚴重に対外的に漏れないよう、悉
くとやつておりますので、今回も行政当局から
そういうものが漏れるということはないと考えて
いる次第でございます。

○塩出啓典君 そうすると、あれほど記事になつ
て、しかも通常の検査、普通ならばこれほど記事
になると営業妨害になるんじやないかと思うんだ
けれども、その点 いつも大蔵省のやり方といふ

まして、先ほど委員がおっしゃいましたように、新聞等でその問題がいろいろ取り上げられているという事実もあるわけでございまして、したがつて検査官としては、この問題についてはそういう情勢等も十分念頭に置きながら調査を行つてゐるというふうに考えております。

○塩出啓典君 大蔵大臣、今銀行局長はこれは通常の検査であると。けれども、全く大蔵省の言つておることは違つた方向にマスコミでは報道されておるわけですね。こういう点はおかしいと思うんですけども、もしマスコミが間違つているんであるならば、やはりちゃんと抗議すべきだと思つたが、そういう点、本当に通常の検査と理解すべきなんですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほど政府委員が申上げましたのは、いわゆる特別検査といったような

て、現在検査を続行中でございます。通例、相互銀行等に対しましては平均二年で一度検査に入るわけでございます。第一相互の場合は四ヶ月ほど早いわけでございますが、通例の検査ということでおいわけございますが、通例の検査といふことでも入っているわけでございます。

そして、店舗への臨店検査は四月四日から十二日まで七カ店について行いました。現在本部の検査を行つておるところでございます。したがつて、今後検査がいつごろまでかかるか等々につきましては、まだ検査中でございますので、現段階では具体的に申し上げる状況にはなつていないのであります。

○塩田馨典君 そうすると、通例の検査といふことになると、そういう検査に行く人数とかそれから期間とか、そういうのは大体通例どおりなんですか。

○政府委員(平澤貞昭君) これは、検査のやり方といたしまして特別検査というのも特に従来からございませんし、検査というのは、検査といふことで常に入っているわけでございます。ただ、たまたま今回の検査におきましては、検査官の人数が若干多くはなつております。いろいろな事情がございまして、そういうことになつておるといつ

○塩出啓典君 これまでもそうでございましたが、検査においていろいろ知り得たことにつきましては嚴重に対外的に漏れないよう、悉ちつとやつておりますので、今回も行政当局からそういうものが漏れるということはないと考えておられる次第でございます。

○塩出啓典君 そうすると、あれほど記事になつて、しかも通常の検査、普通ならばこれほど記事になると營業妨害になるんじやないかと思うんだけれども、その点、いつも大蔵省のやり方といふのはどうもはつきりしない。通常の検査だ、通常の聞き取りだ、表面はそうしながら、現実的には裏では一つの意図を持つて何かやつているんじやないかという、非常にわかりにくんですけれども、こんなに記事になるのは大蔵省は悪くないわけ、書く方が悪いということなんでしょう。あるいは銀行が漏らしているんでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) なぜいろんな記事が出るかにつきましては、我々としても非常に関心がありますし、知りたいところでございますが、私自身としては、一体どこから漏れたか、それが事実であるかどうかという点につきましては、特に漏れたのはどういうことか、事実かどうかその点につきましてはここで申し上げるわけにいかないわけでございます。

○塩出啓典君 マスコミ報道では、いわゆる法定融資限度額を超えて融資をしている、そういうことが調査の一つの目的であるというように書かれていますが、事実であるかどうかという点につきましては、その点につきましてはここで申し上げるわけにいかないわけでございます。

○政府委員(平澤貞昭君) 検査に際しましては、小口融資の問題につきましては常に検査官が調査しているところでございます。しかし片方におき

まして、先ほど委員がおっしゃいましたように新聞等での問題がいろいろ取り上げられているという事実もあるわけでございまして、したがつて検査官としては、この問題についてはそういう情報等も十分念頭に置きながら調査を行っている、というふうに考えております。

○塩出啓典君 大蔵大臣、今銀行局長はこれは通常の検査であると。けれども、全く大蔵省の言つておる方向にマスコミでは報道されていることは違つた方向にマスコミでは報道されてしまうわけですね。こういう点はおかしいと思うんですけれども、もしマスコミが間違つてゐるんであるならば、やはりちゃんと抗議すべきだと思うが、そういう点、本当に通常の検査と理解すべきなんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど政府委員が申し上げましたのは、いわゆる特別検査といったような、そういう俗語がござりますけれども、そういったようなものが特にあるわけではなくて、検査はいわば検査という一つのカテゴリーのものだということを申し上げたのでありますけれども同時に、大体二年ごとに検査をいたしておりますが、この際はそれより何ヵ月か早めて検査をしておりますということも申し上げております。これは特別とかいう名前がついておるわけではございませんが、時期を幾らか早めておる。早めでござることは、早めることが適当であろうというふれなりの判断が行政側にあつたということは、これは私は事実であると存じます。いろいろな状況から判断して、少し検査を早めた方がいいのではないかと考えたことは私は事実と存じます。

それから、いろいろな報道がございまして、これはまことに私も総合的に考えて残念なことでないことでございます。が、いろいろな報道がなされておりまして、私はそのなきれておる報道かな誤りであるか誤りでないかということを今申しつけておる立場にございませんけれども、役所の側はかなり私が厳しく申しておるつもりでございま

て、それにもかかわらずいろいろな報道がなされています。それについて、二、三こういう事情ではないかということを聞いたりしておることはござりますけれども、それはしかし眞実であるかどうかということがまたわからないことでござりますので、そのゆえにということは申し上げることができませんが、いろいろ複雑な事情があるのでありますから、それはしかし眞実であるかどうかと存じます。役所側がそういうことについて無責任なことをいたしませんように十分に気をつけさせていただきます。

○塙出啓典君 そうしますと、今回の第一相銀に対する検査は多少時間が早い、目のつけどころが違うという点はあっても、今回の第一相銀に対するような検査は全金融機関に対し順次行っておるものである、そのよう理解していいわけですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、時期を早めたとすることは、それなりの一つの判断がありまして、早めたということを申し上げておくべきだと思いまます。

それから、検査に入りましたが、各支店等々も含めましてかなり広く、かつ時間としても相当長くかかるとしておるというような点におきましても、これはいわば普通の検査に見られるところとはがらか違つたところがあるということを私は事実であろうと存じますが、それが何ゆえであったか、またその結果どういうことが発見されるのかされないのかというようなことは、ただいままでのところ、検査の途中でございますので申し上げることができないということだと存じます。

○塙出啓典君 大蔵省は、いわゆる土地闇連融資の適正化につきまして、昭和六十二年十月十九日に通達を出しております。また、その前から特別ヒアリング等も実施をしてきておるわけであります、どういう具体的な行動をされたのか、これは何人ぐらいで何社ぐらいに對して特別ヒアリングをやつたのか、それからその効果は、どういうふうに効果があらわれてきたと判断をしているのか。この二点をお伺いします。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員がおっしゃいましたように、昨年七月以降、特別ヒアリングを実施してきております。当初の対象機関に比べまして、その後いわゆる監視区域がふえておりますので対象機関を漸次ふやしてきているところでござります。たしか現在百三十の金融機関が対象になつております。そして、それぞれの金融機関につきまして、平均的に言いますと数回にわたつてヒアリングを行つておりますし、問題が指摘された金融機関につきましてはその回数もおのずから多くなつておるわけでございます。このようなヒアリング等を通じまして、各金融機関に対しても地銀連融資について細かく融資のあり方その他について厳正な指導を行つておりますので、漸次そのようなものが営業店へ徹底してきております。

したがつて、大数的な数字で申し上げますと、銀行の不動産向け融資はその後急速に伸びが鈍化してきております。ちなみに伸び率で申し上げますと、最高の伸び率のときは対前年三六・七%で伸びていたわけでございますが、毎月その後減つております。十月は一四・六、十一月は二一・九、十二月は一七・三、一月は一六・六、二月に至つては一四・五ということことでございまして、ほぼ金融機関の現在の全体の融資の伸びと同程度のレベルまで落ちてきているということでございますので、そういう数字的な、大数的な観察から言いましてもいわゆる不動産向け融資の過熱な状況はほぼ鎮静化したのではないかというふうに考えていいところでございます。

○塩出啓典君 そこで、こういう土地銀連融資につきまして、銀行だけではない、最近は生命保険、損保ですね、それからいわゆる貨金業の範疇に入るわけがありますが信販会社、特に信販会社がかつては割賦販売とかあるいは消費者金融、そういうものが主体でございましたが、最近は都銀からの借り入れを大幅にふやし、あるいは起債等で資金調達をして融資額も急激にふえておるわけであります、そういう点に抜け道がある。それともう一つは銀行からの融資もこういう信販会社等を

○政府委員(平澤貞昭君) 金融機関に対しましては、先ほど答弁申し上げたようなことで進んでいるわけでございますが、いわゆる金融機関でないノンバンクスの大きなものである、委員が今までおっしゃいました信販会社、貸金業、これが場合によつては土地融資を抜け道的に行つているという御批判も非常に強かつたわけでございます。そこで、これらの信販会社等の貸金業者のうち、金融機関の関連会社、これにつきましては金融機関に対する特別ヒアリング等を行ひます場合に、あわせて厳しく指導を行つてまいつたところでござります。

問題は、金融機関の関連会社でない一般の信販会社等でございますが、これにつきましては大蔵省として直接の監督権限はないわけでござりますけれども、こういう機関にうきましても、やはり過剰な土地融資を自廉していくべきということが必要であるわけでござります。こういう機関に対しましては、業界団体に対しまして、関係省庁等にもお願ひしつつ、それぞれ自主ルールを決めていただいたところでございまして、その後、折あるごとに大蔵省及び関係省庁においても注意喚起する等の指導を行つておるわけでござります。

したがつて、このような効果がやはり急速に浸透してきておると考えているところでございまして、最近の地価の上昇等を見ましても、都心等においては一部地価が下落するというようなところも出てきているわけでございまして、そういう意味では金融機関あるいは信販会社等の貸金業者等を含めまして、指導の効果は十分に出てきているものと考へておるところでございます。

○塩出啓典君 これは大蔵大臣にお尋ねいたしましたが、かつての貸金業も大分変わつてきていますね。いわゆる信販業というのは非常に内容も変化であります。そういふ点はどうなつてありますか。

わってきておるわけで、したがつて、そういうところで土地関連融資を一兆円以上やっている会社もたくさんある。そういう点で、今そういう業界は大蔵省の指導下はないので自主ルールを策定をしておる。

私が大蔵省からお聞きしたのでは、六つの業界が自主ルールを持つてやつておるわけあります。が、一番いいのは自主ルールに基づいて節度ある金融をやつてくれればいいわけですけれども、しかし場合によつては、こういう金融行政というものが二分化するというのもいかがなものか。やっぱり貸金業もこれは大蔵省所管の業界ですから、これがだんだん大きくなれば、その行政に差があつてはいけないんではないか。これは今後検討すべき課題だと思いますが、どのようにお考えでしようか。

○國務大臣(宮澤喜一君)　ただいま政府委員も申し上げておりましたと存りますが、金融機関の関連会社でございますと、そのような関連融資を排除するために当該金融機関を通じて指導をしておられますし、また、それは有効に行われておるということでござりますけれども、金融機関の関連会社でない信販会社等は一般的な指導監督という権限がないという、そういう限界はござりますけれども、しかし、これだけの世論の盛り上がりもあることと、この業界も業界団体が自主ルールのようなもので自分たちで自粛をするというようなふうに、私どもも直接的な権限はございませんが、そういうふうにしむけるために最大限の努力をいたしております。

確かに、法制的にはもう一つというところがございますので、今後とも十分注意してまいらないければならないと思っております。

○塩出啓典君　それから最近、特に土地アームが一段落をしまして、そういう資金が株式市場に流れているんではないか。最近はいろいろな報道で、いわゆる株の買い占め事件が非常に多い。例えば東証上場企業のうち、もう百二十から百四十社が買い占められておる。そういうところの株価とい

うのは急に上昇していいわけですね。それで後、経営権の譲渡を迫るとか、あるいはまだ株の買い戻しを要求するとか、そういうようなことが非常に行われておるようであります。そういう現状を証券局としてどう考えているのか。

それと、そういうものに資金を供給しているのはやはり都市銀行である。銀行である。もちろん銀行以外に企業が資本市場で直接調達する場合もあるわけですから、そういう土地や株を担保に融資が行われておる。けれども、そういう融資には全くルールもないわけであります。今後、今のような状況でいいのかどうか、非常に将来を憂慮する意見もあるわけですが、そういう点、銀行政局としてはどう考へておられるのか。この二点、余り時間がありませんので、できるだけ要点でお伺いしたいと思います。

○政府委員(藤田恒郎君) まず、株の買い占めにつきましての御質問でござりますけれども、委員會の甲旨質問でござつた二点、未だ買入占めにつ

も徹底的にさいましたように、株の買い占めはございませんしてはいろいろな方法もございますし、いろいろな目的もございます。また、株の買い占めをするものが証券取引法に正面から違反すると必ずしも言いかねる点もあるわけございます。

ただ、私どもいたしましては、この株の買い占め、特に特定者による株の買い集め等が市場の価格形成に非常に悪影響を与える。しかもその間、相場操縦とか相場操作とか、そういうた明らかに証券取引法違反的な行為があるのではないかといふことにつきましては、証券取引所とも協力しながら厳重にこれをモニターをするという考え方でござります。現に常時対応してきているわけでござります。現に常時約五、六十件程度、東京証券取引所におきましても、この特定者の株の買い集めが価格に悪影響を及ぼしているんではないかとかいう観点からチェックをいたしております。

したがいまして私どもいたしましては、基本的には、繰り返すようございますけれども、株の買い集めが株価に悪影響を与える、しかもその間、証券取引法違反でござります株価操縦とかそ

ういつた行為がないのかどうか、そういう観点からこれを厳しく取り締まるというふうに対処してきておるところでございます。

○政府委員(平澤昭君) 御存じのようだ、現在、いわゆる市場性の資金、マーケットマネーが巨額の残高になつておりまして、そのようなお金が機会的に動き回っているという事実がございます。したがつて、そういうお金が土地に行きまして、株に行つたりといふことでござりますが、そういうのに対して銀行がさらにお金を融資して、株式取得資金を過剰にファイナンスするということはやはり問題があらうかと存じます。

銀行としては銀行業務の公共性ということを十分踏まえながら、かつまた健全経営確保の觀点から経営を行うべきでございます。したがつて、そういう意味で行政当局といたしましても、常日ごろからそういう方向で指導しているところでございます。

○近藤忠孝君 この法案は、世銀に対するアメリカの未応募株式2%が放棄されて、我が国がそのほとんど、相当部分を取得するというものであります。それが、その関係でまずお聞きしたいのは、アメリカの放棄の理由とこれに対する我が国の評価の問題であります。

第一に、考えてみますと、レーガン政権は二国間援助を重視しまして、世銀など国際援助機関への増資などについては消極的な姿勢をとつております。それだけじゃなくて、もう前にもありましたが、これについての日本政府としての見解は、まずどうなのが、

○政府委員(内海守君) 米国は、世銀グループの全機関に対しまして依然として最大の出資シェアを持っております。また、各国際開発金融機関において大きな出資シェアを占めているわけでございます。

最近の例を申し上げますと、特に先般のIDAの第八次増資におきましては二十八・八億ドルの提出を行いまして、総融資原資が百二十四億ドルでございますが、この二三・二%に当たるシェア

を占めております。依然最大の拠出國でございま
すし、また今般まとまりました世界銀行の一般増
資におきましても積極的な役割を果たしております。
して、現在の米國の財政的な制約あるいは議會に
おけるいろいろな動きのもとでは最大限の努力を行
っているものと思っております。

ちなみに、米國のIDA第八次増資における出
資額は、その前の第七次増資に比べまして約二
八%の増ということになつております。

○近藤忠孝君 それはそれでいいんですが、問題
は努力しているといなながら、むしろ二國援助助
の方を強化する、そういう努力をし、こういう国
際機関からはだんだん引いていく。それを日本が
肩がわりしていくといふ、これが一つの傾向にな
なつてゐるんじゃないかと思うんですが、それにつ
いての見解なんですか。となると、これはむしろ
政治的な問題になるので大臣、御答弁いただけま
すか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、先ほど本岡委
員にもちよつと申し上げておつたところでござい
ますけれども、アメリカの議会の中に一部近藤委
員の言われるような考え方をする人が確かにおり
まして、それで政府が国際機関を強化しようとする
説明がなかなか通りにくいといふようなこと
が、事実問題として一部ではございますが、あり
ます。しかし、それは結局アメリカの長い目で見
て利益にならないことであるというふうに私ども
は考えておりますので、そのようなアメリカの一
部の議会の動きに対しでは、私どもはやはり我々
としての考え方を実行することによつて、考え方直し
てもらいたいというふうに常々考えておるところ
でございます。

○近藤忠孝君 アメリカの利益にならぬとお考え
であれば、今回の場合、アメリカは国際機関から
はむしろ減らしていく方ですからね、そうせずに
いう、そういう意見をむしろ述べるべきなんだと
すね。そういう状況に応じて、むしろこそとば
かりかどうか知りませんけれども、我が國がその
二%のうちの一・五%だから、ほとんど大半です

よね。それを引き受けるから、アメリカは安心して、じゃ後を任すよというんで、こういう国際機関への出資をだんだん減らしていく。こういうことになるとんじないかと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはそうではございませんで、他方でアメリカは拒否権というものをやっぱり確保しておきたいということがありまして、それはそれなりのことをしておるわけありますから、まあ普通考えまして、いかにも我が国のシェアが小さいということは、貢献度に比べてだれが考へてももう明らかなことで、それをどこからももうかといえば、これは非常に大きいアメリカからもらうしか、やっぱり現実の問題としてはないわけですから、それはそれで、どうもそれしか考えようがないんではないか。アメリカもそれは決して渡したくなかった、正直を申しましてそういう交渉をするのにかなり手間がかかるることは確かでございますから。今おっしゃつたような事情では必ずしもなかつたということでございます。

○近藤忠孝君 いや、それはそれとして次の質問に入りますが、先ほど話もありました拒否権の問題ですね。二〇%が拒否権、今までそれをわざかに〇・一%超える、本当にわずかな分の株式保有だったんです。ところが今回、アメリカの放棄によつて、アメリカの投票権は一八・〇七%になりますね。となると、当然拒否権が消えてしまうべきですが、しかし、これは別の案件で我が国は反対しましたけれども、世銀の協定を変えることによって一五%まで拒否権を下げましたよね。だからアメリカが一八・〇七%に投票権が下がつても拒否権は依然として残っている。

となりますと、こういう国際舞台でみずから拒否権を確保するために協定まで変えてしまつ、それに日本政府は賛成したんだと思うんですけども、こういうこと、これはむしろフェアではないんじゃないのか。出資が減つて、当然拒否権がなくなれば、それは各国との協調の中で自分たちの

○政府委員(内海季君) 先ほども御答弁申し上げたとおり、IMFにおきましては八五%の多数をもつて協定改正をするということで、協定の安定を図っております。世銀におきまして世銀協定というものはいわば憲法のようなものですから、そんな簡単に変えても困るわけでござりますが、IMFが八五%というふうにいたしましたときに、世界銀行も同じブレトンウッズの機関ですから、これをどうするかという議論は次の適当な機会ということはみんなの頭にあつたわけでございます。

また同時に、今回アメリカが「の投票権シェアが減る」ということ等の絡みで、これを当然国内で説得をする必要がありますので、そういうことで、この際IMFに合わせるということにつきまして、ほかの加盟国ももっともだなというふうに考へ、我が國もそつ考えまして賛成をいたしたわけでございます。

○近藤忠志君 今のお話を聞きましたも、やっぱり憲法を変えちゃうんだから。それはやつぱりIMF、世銀、それぞれ別の機構ですから、そういうことで一五%、一二〇%はそれぞれの条件であつたと思うんですね。しかも、それをアメリカの出資割合が減るその時期に憲法まで変えちゃう。私はそこには我が党が從来から批判してきた、IMFも世銀も結局アメリカ中心の、アメリカの世界戦略のための一機関ではないかという指摘をしてきたことが今の局長の答弁でも確認されたというぐあいに理解しまして、これはもう次に進みます、時間の関係で。

そこで次に、このIMF、世銀の役割であります。

と、例えば輸入の削減、資金の凍結、増税、財政支出のカット、これも福祉や教育など補助金カット。この間メキシコへ行って見てみましたが、こういう補助金がどんどんカットされ、大学教授でも日本円に直して五万円程度にまでなっている。こんな状況も見てきましたけれども、私はこれは債務国に大変深刻な影響を与えていけるのではないか、この条件が。この辺は日本としてはどう見ていますか。

○政府委員(内海平君)　ただいま御指摘のとおり、IMFは加盟国に対してまして、加盟国が国際收支の困難に陥りますとIMFからの資金を借り入れて何とかしのぎたいということになるわけでござります。この場合IMFといたしましては、現在の困難からいかにして脱するか、また今後そういうようななことが起こらないように、予防するためいろいろな経済的な政策についてアドバイスをするわけでございまして、こういったアドバイスに耳を傾けてそういう政策を実施するということで一般資金を貸し付けるわけでございます。こういういかなる経済措置を行うかということのアドバイスにつきましても、相手国の事情に十分配慮を行いまして、当該国の意見を踏まえて行われるべきものであります。その点、IMFは当然のことながら十分念頭に置いて対処しているわけでございます。

我が国におきましても、過去、今はそういうことはありませんけれども昭和二十年代の終わりから三十年代にかけまして、しばしば国際収支の危機に直面して、IMFと話し合いを行いアドバイスも受け、また資金の借り入れも行うというようなことを行いながら今日の成長を遂げてきたわけをございまして、そういう経験からして、そういったIMFと開発途上国との間の話し合いといふものは、私は開発途上国にとって非常にプラスになるべきものでありますし、またなっているものというふうに考えておるわけでござります。

○近藤忠孝君　プラスになっておれば私もこうい質問はしないのですが、実際、これはむしろ債

務国に対する経済の破綻の進行という面で大変深刻な状況であります。

メキシコへ行つてきた関係でメキシコの点を若干紹介しますと、六年前に行つたときには為替の取引停止とか銀行国有化という大変ショックングな後でして、失業率が五〇%でまさしく驟然とう中へ私は行って、今でも印象が強く残つていますが、つい最近一ヵ月ほど前にメキシコにはそういう統計はないんですけども、聞いてみると約四〇%だと。失業は四〇%なんですね。

それから対ドル為替レートの切り下げ、これを円で見てみますと、五年ほど前に一円イコール一ペソだったんです。三年ほど前に一円イコール三ペソ。私が行つたときには一円イコール二十一ペソですから、これは円では随分使いでがありましたけれどもね。そういう状況です。(「随分買物に使える」と呼ぶ者あり)たくさん使うほどお金なかつたけれども。それでもそういう状況ですからね。わずか五年の間に二十倍ですよね。対ドル関係で見てみますと、七年間に、一九八〇年に自由レートが一ドル・二十三ペソであったものが、昨年の暮れで千三百九十二。だから七十倍で、今はもっとこれが強まっていますが、その事態一つを見ましてもいかに経済が深刻な状況にあるかということだと思います。

インフレの状況はもう大変ひどいことも、これは省略しますが、大体預金の金利がすごいですね。一ヵ月物定期預金金利が年末ペースで一二二%。だから倍以上になつてしまつという、こういう状況を見てみますと、そういう厳しい条件を押しつけられている、経済はよくなつていかない、逆に深刻な事態が進んでいる。貿易収支だってよくなつていませんよね。だから返していくない、こういう状況が逆に出ておるんです。

それで私は行つた機会に、議会人ですから、率直に、IMFのあんな厳しい条件を大体あなたの方は受けられる状況にないじゃないか、どこが厳しかったか言つてみなさいと言つたけれども、やはりIMF優等生です、メキシコは、アラジルはもう開

比され、I.M.F.優等生と言われているだけあります。して、ほとんど言わないんです。言わないけれども、やっぱり数字は結局、先ほど紹介したのを僕も言つたんです。数字は正直ですね。経済の実態は、局長が言つたのとは違つて余計深刻化しておるんです。

ということは、I.M.F.などがつけている条件が、結局は先進諸国の銀行などの債権の返済に主眼を置いて、決してその国の経済を本当に立て直そうという観点が欠けている。だから、とても実際にはやつていけないような条件を押しつけ、経済を悪化させている。こういうことになつて、いるんじゃないか、ということを私はわざかな期間でしたけれども、実感として感じてまいつたんですね。経済がよくなつて、よくなるなんと言つけれども、ひとつその関係で御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(内海孚雲) ただいま大変生々しいメキシコの状況のお話がございまして、そういう状況であるからこそ、いろいろ困難を克服するため、I.M.F.とも話し合いを行い、そつうよなインフレを克服するためにはどういう手段があるか、それによって通貨の安定、貿易の不均衡をいかに是正するか、という真剣な話し合いをした上で、政策を遂行しよう。大変これはメキシコの国民にとっても厳しいことだと思いますが、遂行しようとしていることでありまして、その点の御理解をいただきたいわけでございます。

また同時に、メキシコが今後とも成長を続けるためには金融機関からのニューマネーというものが再建するという見通しがあればこそ民間金融機関もニューマネーを出すわけとして、その点はあしかかも民間金融機関とそれからメキシコの経済再建との間が相克するような感じのことも若干おつしやいましたけれども、そうではないんで、やは

リメキシコの経済の再建の見通しというものに基づいて民間銀行もニューマネーを出すという形で解決に向かっていくべきものでござりますので、その点は申し上げておきたいと思うわけでござります。

○近藤忠孝君 今後IMFとの協調、やっぱりそれは大変強調しておつたと思います。それは大事なことだと思うんですが、そういう中で私がたまたま会った公債局長のグリア氏ですね。かなり率直に物を言つております。そのIMFの関係でこういうことを言つておりました。これは大変私は興味ある発言なんですが、ひとつお伝えし、見解を求めるが如くです。

IMFの問題は常に短期の問題だと。そして先ほど申し上げた諸条件、いろんな条件については苦痛を意味するが、その調整が行わるべき。調整のために先進国がつくり出した協議機関は短期ではない。これは私は意味があると思うんですね。IMFは結局資金から見ても短期のものですから。これは前に宮澤大蔵大臣がIMFで演説されたこととも関係するかもしれないけれども、別の協議機関がやっぱり必要ではないか。そして、IMFはその意味で累積債務問題解決のための最も適切な機関とは言えない、累積債務問題を根本的に解決できないからだと、こういう発言がありました。興味ある発言だと思うんですが、この見解はどうですか。

○政府委員(内海季君) ただいまのグリア局長の発言に関してでございますが、IMFは先ほど申し上げましたように一般的なケースにおいては短期的な資金を貸し付けるとともに、短期的な経済政策についてのアドバイスをするというのが通常ではございますが、同時にIMFは相手国との話し合いに応じまして、いわゆるEFFというような中長期のお金を貸し付けながら、構造的な政策についての話し合いもするというような手段も持つてゐるわけでございます。したがつて、IMFが単に短期的なものだけに適しているのだとい

う、一つのそういう性格はありますけれども、それだけに局限されるものではないのではないかと思うわけでござります。

現在、こういった債務累積問題にどこが中心的な役割を果たせばいいのかということについては、いろいろな意見が関係者の間にあると思いまが、我々が全体的にいろいろ見ておりまして、やはりIMFというのがその国の状況を一番よく勉強し、また同時にそれを助けるだけの政策的なアドバイスのためのいろいろな機能あるいは資金的な協力の問題等からいって、IMFを中心と考えていくのが一番現実的ではないかなと思うわけでござります。

新しい機関ということもあります。IMFとか世銀とか、あるいは中南米についていいますとIDBというような機関もあるわけですが、これまた新しい機関をつくるて壁上屋というよりも既存のそういう能力のあるところをさらに補強しながら対処していく方がより効率的でないかなという感じが、そのグリア局長の発言に関するところは大変ありがたいとやうんではない。だから、この前、アメリカ政府がゼロクーポン債を発行しまして、それを担保にしたんだけれども、日本がそういう保証人になつてくれるところは大変ありがたいとやうんではないかと、するわけでござります。

○近藤忠孝君 私もちょっとまたひとつ勉強してみたいと思います。

それからもう一つ、大変興味があつたのは債務の債券化問題です。この間、その一端を申し上げましたが、結局、借金のある部分が棒引きになるという、こういう要素もあるものでありますが、実際落札の結果は、落札平均価格、新債権への交換比率は六九・七七%。百億ドルの債務減少を目指したけれども、実際には十二億ドルという結果になつたわけです。私は、これは今後、全体にも波及する可能性もあるし、ある意味ではささやかであるけれども、古くなつた資産を新しい資産に変えることは金融機関にとって決してマイナスではございません。アメリカの場合もこれは保証したのではなくて、アメリカがゼロクーポンボンドを出して、それをメキシコが買いまして、これをいわば利付債の元本の保証に使つたということではできません。アメリカの場合もこれは保証したこと、これはなかなか難しいと思いますので、グリア局長の希望はそれはそれなりでわかりますけれども、私どもとしては保証というような制度はもつともっと拡大するんじやないか、それ期待したいと。

それから、もう一つの問題、新しい出資がなくなるんじゃないかということについては、こう言つておりました。要するに、古い、もう大変よろしくない債権よりは、やっぱり安定的なものがでなければいいという、そういう趣旨の発言でありますけれども、古くなつた資産を新しい資産に変したけれども、古くなつた資産を新しい資産に変えることは金融機関にとって決してマイナスではございません。日本がどうしてこれが可能か、それが何らかの主な理由でござります。

現に彼は東銀、興銀その他、日本の有力銀行のトップのメンバーを全部知つていて、そういう意味では私よりも日本の金融機関に詳しいんです。そういう立場から言っておりましたけれども、こんなことをこれから日本政府にいろいろ要望やなんがあるんじやないか。

私たちの立場から見るとそうでない面もありま

すけれども、いわゆる資本主義経済を前提にして一つのそういう面もあるかと思って、関心を寄せます。それから第三の、ニューマネーが出なくなるんじやないかという点は、近藤委員の御指摘に、実は私どもも若干そういうような心配がありまして、つまり割引債権を売つてしまつて、いつまでも債権を売つてしまつて、いわばもうこれでそういう問題からグッドバイしてしまうんだということになつては困るわけになります。そこで、今回も大きな銀行がそれほどこの入札に積極的に応じなかつたということは、決して悪いことだけではない。やっぱりこの問題、債務累積問題あるいは債務累積問題への融資関係と

まず、大体百億ドルに対しても十二億ドルでそんなんに成功したと喜んでおれるのかという質問と、それから、これがなんだん制度化しますと、まあ彼らは制度化したいという要望もありますが、

この対して局長と、最後にまとめとして大臣から御答弁をいたぐとちょうど時間になると、こう思います。

○政府委員(内海季君) 大変メキシコのスキームについて具体的なお話を興味深く私も聞かせていただいだわけでござりますが、第一の点につきましては、グリア局長の言わるよう、ともかくある程度の目的は達したということで、当初の期待ほどではなかつたかもしませんがほどほどの成果と、そういうことが進んだ場合には、新しい出資をして、成功と言えるかどうか。これにつきましてはグリア局長の言わるよう、ともかくある程の对外債権について、そのリスクを日本政府が全面的にタックスペイヤーのお金でするというようなことは、これはなかなか難しいと思いますので、グリア局長の希望はそれはそれなりでわかりますけれども、私どもとしては保証というようなことは、これはなかなか難しいと思いますので、グリア局長の希望はそれはそれなりでわかります。そういうことでござります。

それから第二点でございますが、日本が保証人になつたらということ。これはちょっとと趣旨が、実はグリア局長の言つていることが若干はつきりしないわけでござりますが、少なくとも民間銀行の对外債権について、そのリスクを日本政府が全面的にタックスペイヤーのお金でするというようなことは、これはなかなか難しいと思いますので、グリア局長の希望はそれはそれなりでわかりますけれども、私どもとしては保証というようなことはできません。アメリカの場合もこれは保証したこと、これはなかなか難しいと思いますので、なかなか日本がというような形で対処するのは難しいけれども、古くなつた資産を新しい資産に変えることは金融機関にとって決してマイナスではございません。そういうことでござりますので、なかなか日本がというような形で対処するのは難しいのかなという感じはいたしております。

それから第三の、ニューマネーが出なくなるんじやないかという点は、近藤委員の御指摘に、実は私どもも若干そういうような心配がありまして、つまり割引債権を売つてしまつて、いつまでも債権を売つてしまつて、いわばもうこれでそういう問題からグッドバイしてしまうんだということになつては困るわけになります。そこで、今回も大きな銀行がそれほどこの入札に積極的に応じなかつたということは、決して悪いことだけではない。やっぱりこの問題、債務累積問題あるいは債務累積問題への融資関係と

いうものは維持しなきやならないというふうな気持ちも裏にあるんではないかということを考えると、こういう格好で債券化しちゃってそれをマーケットで売ればもうニューマネーは出さなくてもいいというようなことにならない方が、全体的にはいいのかなと思います。そのような所感を持ったわけでござります。

○國務大臣(宮澤喜一君) セんだつでのメキシコの今の問題につきましては、私も関心を持って見ておりましたので、思ったほどの金額は実現いたしませんでしたが一つのアイデアではあった、こいつのことどこございましょうか。ただ、これは御承知のとおり、アメリカであつたから、メキシコであつたから、できたという感じがいたします。つまり、アメリカがゼロクーポンの国債を出したということは、やっぱりアメリカというのはメキシコとは国境を接しておりますから、何だかんだ言いながらちよっと他人と違う関係がございますので、それでアメリカもああいうものも出した。それからもう一つは、それを買ったということが、やっぱりメキシコは産油国でもあり、ある程度の経済は持っておりますので、買うだけの資力を持つておつたということでござりますね。この条件はなかなかほかの場合には成就しないわけですが、しかしメキシコのために日本が保証に立つということは、これは国民の気持ちとしては到底ついていけないということをございましょう、無理もないと思います、いわんや銀行の債権でござりますから。それで私が申しますように、こういう問題に国際機関が入ってくれますと、私どもは国際機関を助けることはできるし、國民もそれならば受け入れやすいということがあるんだと

思つておりますので、それで国際機関のことを申しておるわけでござります。
○野末寛平君 法案とは直接関係ないんですけども、日本で学ぶ外国人留学生のこととでちょっとお聞きしておきたいんです。それはこれから非常にこの留学生対策というものが今まで以上に大事になると思いますので、大蔵大臣に予算面の充実も含めてちょっと聞いておいていただきたい、そういうつもりもありまして質問するんですけれども。

最近、留学生が物すごくふえまして、急激にここ数年でふえてきまして、特に私費留学生がふえてるんですね。僕なんかが関係している学校にも毎年のようにたくさん来るんで、改めてそのふえ方について僕も驚いたわけなんですが、文部省に聞きますけれども、このところ東南アジアを中心に行きますけれども、このところ東南アジアを簡単に、どこの国が多いとかそういうことも含めて説明してください。

○説明員（三村満夫君） お答え申し上げます。

昭和六十二年五月一日現在の調査によりますと、現在我が国に来ている外国人留学生は約二万一千名という数になっております。

このうち、日本政府が直接に奨学金を支給するいわゆる国費留学生の数が三千五百人程度となりまして、また中国それからマレーシア、インドネシアの政府からそれぞれその政府の経費負担でもつて日本に派遣してしまって、我が国が受け入れ協力をやつている留学生、これを外國政府派遣留学生と申しておりますが、約千名ござります。残りの約一万七千七百人がいわゆる私費留学生ということをごさいます。この伸びを示してお四年前に比べまして約二倍以上の伸びを示しておる。大変急速な伸びでござります。この伸びを引っ張つておるのが私費留学生の急速な増加ということです。

地域別に見てみると、アジアからの留学生が八八・四%というふうに非常に多い数でござります。うち東南アジアからの留学生、いわゆることでございます。

るASEAN諸国からの留学生は全体の一・二・六%，約二千八百名程度ということになつております。我が国に来ている留学生は、実は国別に見ますと中国からの留学生が一番多くございまして約五千六百六十名程度、台湾が同じように五千三百名程度、あと韓国四千八百五十名程度ということになります。ございまして、中国、台湾、韓国を合わせますと留学生総数全体の七〇%程度を占めているというのが現在の状況でございます。

○野末陳平君 国費留学生は、この枠をこれからも拡大してたくさん受け入れていくという方向にあるようですがれども、私費留学生ですが、中國の場合などはもう希望者が殺到して、行列して待っていても取れないというか、制限を加えているようですがれども、無条件に出したらもう何万人にもなつちやうらしいんですね。そのぐらいに中国人の日本で学びたいという学生が多いようなんですが、問題は、この増加に受け入れがなかなかか追いつかないんですね、突然ですから。

それで、この受け入れ態勢の問題なんですが、当然これは予算を伴うことばかりですけれども、それ以外にも何かできないだらうかということを考えました場合に、やはり住むところ、これは住む環境が非常に難しいんですね。僕の知る限りなんですが、それでも、いわゆる日本の学生は苦学生といふのはもうほとんどおりません、アルバイトしてもいいお金取れますから。ところが、東南アジアから来る留学生は苦学生が男女ともに結構多くて、はつきり言うとお金もろくに持てこないで勉強に来ちやうんですね。

これもまたちょっと困ったものだという気もしますですが、しかし日本に来て悪い印象を持たれかえってマイナスになつても困るしと、いろいろ考えますと、やはりまず彼らの住む環境といふものを、ある程度我々が援助をする形でもう少し充実しなきゃいけないなと思うんですが、ます、この住む環境については今後文部省としてははどういうふうに考えておられますか。

に、近年の留学生の増大は大変急速でございまして、この受け入れ態勢を、先生御指摘のとおり十分に整備していくなければならないと考えております。

大学における教育指導体制の充実であるとか、それから宿舎の整備であるとか、私費留学生対策など関連施策を総合的に推進してまいりたいと考えておりますが、特に宿舎の問題は我が国の事情からしまして大変重要な問題になつておりますので、從来からこの点につきましては格段の努力をしておいでおるところでございます。大学の留学生宿舎を毎年増設を図つていくということで、現在そのような留学生会館に二千数百名の留学生が入居しておりますという状況でございまして、そのほか一般の学生寮にもこれはまだあいておるところもございまして、こういうところにも留学生の入居を促進していくということをやっております。

また、財團法人日本国際教育協会は、これは從来国費留学生のための宿舎を経営しておったわけですが、三百五十人収容規模の留学生会館の建設を現在進めているところでございます。

このような留学生会館の建設とか一般学生寮への入居の促進のほかに、地方公共団体や民間等の協力も最近大変盛んになつてきておりまして、例えば地方公共団体が県営住宅であるとか市営住宅であるとか、こういうところに留学生の入居を認めるようになっておる、こういう地方公共団体もふえてきております。それからまた、企業が社員寮をたくさん持つておるわけでございますが、このあいている独身寮等に留学生を入れまして、若いビジネスマンと留学生との日常生活のレベルでの交流を図つていくと、企業ボランティア的な活動も最近高まつてきておりまして、この入居がふえておるというようなところであります。

した中、金利変動リスク、為替変動リスク等、各種のリスクもまた急速に増大をいたしております。個々の金融機関、投資家が金融取引の安定性を確保してまいりますためには、さまざまなりスクを何らかの形でもって回避することが必要となつてきます。こうした各種のリスクに対するヘッジニーズの拡大に対応してまいります。そのためには、我が国における金融先物市場の整備と、我が国投資家によります海外金融先物取引の一層の自由化が急務となつてゐるわけでございます。

こうした中で、全銀協といしましては、昨年来、金融先物特別委員会を設置いたしまして、我が国における金融先物市場についての検討を続けてまいりました。その基本的な考え方は、昨年の三月、「金融先物についての銀行界の考え方」といたしまして発表をいたしております。

その中で、私どもは、オプションを含みます広範な金融先物を取りし得る総合的な金融先物市場を我が国にも早急に創設する必要があること、あわせまして、金融先物取引を括的に規制する統一的な法規制が必要であることを主張いたしております。これを一言で申しまするならば、統一的な法規制のもとで、総合的な金融先物市場を創設するというのが私ども銀行界のかねてからの主張でございます。

なお、昨年末の金融制度調査会、外国為替等審議会の合同報告書におきましても、海外に通用する統一的な金融先物市場をつくっていくという基本的な認識のもとに、金融先物市場の整備等を提言されております。そして、その報告書の中で、金融先物市場整備の必要性が我が国金融の国際化の進展により生じてること、その点を考慮し、市場整備に当たりましては、国際的な視点、すなわち海外市場との整合性、連関性を重視すべきであることなどが指摘されているのであります。

ちなみに、世界の主要な金融先物市場を見てみると、いずれもオプションを含みます通貨、金利、株式の先物取引は、現物の市場とは全く別

の先物専用の市場で総合的に取引が行われております。例えば、アメリカにおきましては、シカゴにシカゴ商品取引所とシカゴ・マーカンタイル取引所が存在し、両取引所とも株式、金利に関しまする先物の商品を上場いたしております。投資家の多様な先物取引のニーズにこたえる総合的な先物市場となつております。

我が国における市場の仕組みも、こうした海外の主要な金融市場とできるだけ共通であることが望ましく、我が国におきましても幅広い金融先物商品を取り扱うことのできる総合的な市場を創設することが本来望まれるわけでございます。そういたしますことによりまして、海外の市場との相互決済やクリアリングの共有といった取引所間の国際的リンク也可能となるわけでございます。また、投資家にとりまして、総合的な市場が実現いたしますことによるところに、利便性を増すことになります。

以上、るる述べましたが、そうした観点から、今般の先物取引につきましての法律手当を見てみますと、証取法上の有価証券を除きまする金融商品に係りまする先物取引につきましては金融先物取引法でもってカバーし、証取法上の有価証券に係りまする先物取引につきましては証取法でカバーするといったぐあいに、広義の金融先物につきましての法手当で、上場市場が二本立てとなつております。そこで、当初取引所開設時の上場商品につきましては、取引所が市場利用者のニーズを踏まえ、大蔵大臣の認可を得て決定するものはござりまするが、短期金利先物といしまして、米ドル短期金利先物及び日本円短期金利先物を、通貨先物といたしまして円・ドル通貨先物の三商品をその候補に考えておられるところでございます。もちろん、市場の開設後は、市場のニーズを踏まえながら、上場商品をさらにふやしてまいる所存でございます。

しかしながら、今回の法律の手当で、本年一月の大蔵省銀行局、証券局、国際金融局によります裁定の精神をそのまま反映したものであり、そしてその裁定は、現実の問題といしまして既に行われている等を踏まえました上で、御当局の深い思慮によつて出たものでございます。私どもなりに与えられました枠組みの中で金融先物

の先物専用の市場で総合的に取引が行われております。例えれば、アメリカにおきましては、シカゴにシカゴ商品取引所とシカゴ・マーカンタイル取引所が存在し、両取引所とも株式、金利に関しまする先物の商品を上場いたしております。投資家の多様な先物取引のニーズにこたえる総合的な先物市場となつております。

我が国における市場の仕組みも、こうした海外の主要な金融市場とできるだけ共通であることが望ましく、我が国におきましても幅広い金融先物商品を取り扱うことのできる総合的な市場を創設することが本来望まれるわけでございます。そういたしますことによりまして、海外の市場との相互決済やクリアリングの共有といった取引所間の国際的リンク也可能となるわけでございます。また、投資家にとりまして、総合的な市場が実現いたしますことによるところに、利便性を増すことになります。

具体的には、金融先物取引の決済履行の確実性を担保いたしますために、主要な金融先物市場に共通に設けられておりまする清算機関を設置する方向で検討しておりますほか、妥当な証拠金率の設定、適切な値洗い制度の運営、会員資格の一定の制限といった、投資家保護のための制度的な手當にて留意いたしました定款等の諸規定につきましても検討を進めております。

なお、当初取引所開設時の上場商品につきましては、取引所が市場利用者のニーズを踏まえ、大蔵大臣の認可を得て決定するものはござりまするが、短期金利先物といしまして、米ドル短期金利先物及び日本円短期金利先物を、通貨先物といたしまして円・ドル通貨先物の三商品をその候補に考えておられるところでございます。もちろん、市場の開設後は、市場のニーズを踏まえながら、上場商品をさらにふやしてまいる所存でございます。

また、以上を前提といたしまして、取引所のコンピューター・システムにつきましても、売買登録、さらには集計、突き合わせといったような業務、さらには相場情報の提供等をすべてコンピューターによって処理できますように開発に着手をいたしております。

ただ、裁定でも法律改正を含めました見直しをすることが明記されておりますので、ぜひとも

うになりますと、取引が海外に逃げましたり、顧客の取引インセンティブを損ねる等、我が国金融先物取引所の成長の足かせともなりかねないのでございます。

特に、短期金利先物取引は、債券先物や株式先物に比べまして、担税力の源泉でございますする価格変動の極めて小さい取引でございますので、取引所取引が成り立たなくなるということも御理解いただきたいのでござります。こうした理由によりまして、私どもは、ぜひとも金融先物取引につきまして取引所税を課さない方向で、慎重に御検討いただきたいのでござります。

最後に、証券取引法改正につきまして一言意見を申し述べたいと存じます。

内部者取引規制の整備についてでございます。私どもいたしましては、内部者取引規制の整備は、投資家の証券市場に対します信頼性を確保いたします上での、望ましいことと考えております。今回の証取法の改正は、我が国の実情を踏まえました上で諸外国の規制とのバランスにも配慮したものと、前向きに受けとめております。今後、政令をおつくりになられる際におきましても、取引の実情を十分踏まえられますとともに、実際に取引する者にできるだけわかりやすく、明確な規定にしていただきたいと存じます。私ども銀行界といたしましては、從来より取引情報につきましての守秘義務を徹底をいたしておりますが、今回規制の趣旨に沿いまして、より一層情報管理体制を整備をいたしまして、その徹底を図つてしまいたいと考えております。

以上をもちまして私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(村上正邦君) ありがとうございます。次に、田淵参考人にお願いいたします。

○参考人(田淵節也君) 日本証券業協会の会長を相務めております田淵でございます。

本日は、ただいま審議が進められております証券取引法の一部を改正する法律案に關しまして意見を申し上げる機会を与えていただきましたこと

を厚く御礼申し上げたいと存じます。

まず最初に、証券先物市場の整備につきまして意見を申し上げます。

先ほどの竹内理事長のお話にもありましたが、既に我が国に導入されております証券の先物取引は、おかげをもちまして順調な発展を遂げております。

申し上げるまでもなく、こうした先物市場の活況の背景には、我が国金融資産残高が二千兆円に達する中で、金利変動、株価変動に対するリスクを回避したいという要請が我が国民間投資家を中心として高まつており、そうした投資家の要請にタイミングよく対応できたということがござります。そのような意味から申しまして、今回の法整備は、株価指数先物取引あるいは証券オプション取引などの導入を可能にし、リスクヘッジ手段の一層の充実に資するものでありますので、まことに時宜を得たものと考えております。

また、改正法案におきましては、証券先物取引については証券取引所において導入することとし、法規制は証券取引法によって行うこととされておりますが、これについても大いに賛意を表するものでござります。

証券現物市場と証券先物市場とは密接な関係を有しておりますので、その一體的な管理運営を図ることが両市場双方の健全な発展に寄与すると確信いたしているからでございます。ちなみに、米国でも、さきのブラックマンナーにおける両市場の混亂を教訓として、現在両市場の一體的な管理制度を運営を図るべきとの声が高まっているとのことでござります。

さらに、当然のことではありますが、私ども証券会社といたしましては、証券取引に關して十分な投資者保護を図るために、証券取引法の精神を十分に反映させまして、内部の自主的な規制をさらに一段と確立し、健全な証券先物市場の発展のためなお一層の努力を傾けていく所存でござります。具体的には、取引開始に当たっての顧客基準でございますとか、取引開始後の顧客管理体制

の整備等の体制整備には万全を期つつもりでござります。

なお、本法律案とともに審議されております通

貨及び預金等を対象とする金融先物法案に関しまして意見を申し上げます。

近年の自由化、国際化の進展を背景として先物市場導入のニーズが高まつておりますので、金融先物市場の整備等を図ることが不可欠となつてゐる状況にあると考えております。証券会社といたしましても、市場参加者として市場の適切な運営及び健全な発展に助力する所存でございます。

次に、企業内容開示制度の見直しにつきまして述べさせていただきます。

今回の法律改正は、発行登録制度の導入、有価証券届出書の簡素化、効力の発生期間の短縮等、発行の機動性の向上に役立つ内容を含んでおり、極めて重要な改正であると考えております。

証券会社を通じた未然防止体制の強化も手当てされております。こうした点から、法案が成立し、周知徹底された暁には、国際的にも平仄の合った実効性の高いルールになると存じます。

私ども証券会社といたしましては、これからもチャイニーズウォールの強化など、率先垂範してインサイダー取引の未然防止に努めてまいる所存でございます。あわせて、上場会社ではタイムリー・ディスクロージャーの徹底を、また、その他の市場関係者においてもチャイニーズウォールの設置等の情報管理の徹底を実行していただくなど、各市場参加者が責任を持って法改正の趣旨に沿つた努力をしていくことが大切ではないかと考えておる次第でございます。

以上が今回の証券取引法改正案に対する私どもの考え方でございますが、いずれの内容につきましても、我が国証券市場の機能強化、国際化の観点から大変意義深い改正であると考えております。委員の皆様方におかれましても、御支援のほど深く御願い申し上げる次第でございます。

以上をもちまして私の意見陳述を終わらしていただきます。御清聴まことにありがとうございました。

○委員長(村上正邦君) ありがとうございました。

次に、原参考人にお願いいたします。

○参考人(原司郎君) 横浜市立大学の原でございました。

常日ごろから公正な市場運営に努めてまいつた者としましては、非常に残念なことと思つていただいた次第でございます。

今般の改正により法律が明確となり、基準が明らかにされますことは、法律を実際に守つていくべき立場にある証券会社といたしまして、非常にありがたいことであると考えております。

改正案では、従来から私どもが主張してまいりましたように、何がインサイダー情報か、だれのどのような取引が処罰の対象となるかが明確に定められており、取引の時点で、自分の行為が処罰の対象となるかどうかを市場参加者が判断できる内容となつております。また、行政当局や証券取引所を通じた未然防止体制の強化も手当てされております。こうした点から、法案が成立し、周知徹底された暁には、国際的にも平仄の合った実効性の高いルールになると存じます。

私ども証券会社といたしましては、これからもチャイニーズウォールの強化など、率先垂範してインサイダー取引の未然防止に努めてまいる所存でございます。あわせて、上場会社ではタイムリー・ディスクロージャーの徹底を、また、その他の市場関係者においてもチャイニーズウォールの設置等の情報管理の徹底を実行していただくなど、各市場参加者が責任を持って法改正の趣旨に沿つた努力をしていくことが大切ではないかと考えておる次第でございます。

以上が今回の証券取引法改正案に対する私どもの考え方でございますが、いずれの内容につきましても、我が国証券市場の機能強化、国際化の観点から大変意義深い改正であると考えております。委員の皆様方におかれましても、御支援のほど深く御願い申し上げる次第でございます。

以上をもちまして私の意見陳述を終わらしていただきます。御清聴まことにありがとうございました。

○委員長(村上正邦君) ありがとうございました。

次に、原参考人にお願いいたします。

ます。

日ごろ金融論を勉強しておる者の一人といつたしまして、二つの法案につきまして意見を述べさせていただきます。

諸先生方に初めにお断りをしておきたいことは、私ども金融の問題を勉強しておる者から見ますと、今回の二法案というのは私どもが通常言つておりますホールセール業務といいますか、大口投資家であるとかあるいは機関投資家であるとかあるいは金融機関相互の取引であるとか、そういういわばプロの世界での取引という問題でございまして、きょうの私の考え方も、そういった意味ではホールセール業務についての私の考え方を述べるわけでございまして、小口、個人のようなりテールの分野についてはこの場では意見を留保する、こういうことでございます。

私の申し述べたい点は大きく四つございます。第一は、金融自由化、金融革新あるいは金融国際化といふようなことがもう叫ばれて久しいわけでございますが、こうしたことには伴いまして、金融システムにおける諸現象の変化がもたらされておるわけでございます。金融自由化、金融革新、金融の国際化、いずれもそれが相乗作用を引き起こし、新しいサービスを伴つた新商品の開発を国内だけでなく国際的な分野で生み出す、そうした動きといいますか、働きを示すわけでござります。この結果、新しい金融資産が登場していくわけでございます。新しい金融資産が登場していくわけでもございまして、きょうの主題ではございませんけれども、今後CP市場の育成であるとか、短期国債市場の拡充を通じてオープンマーケットの充実を進めていくことが必要であるというふうに、若干横道にそれますけれども、一言申し述べておきたいと思います。

こうして新しい市場が生まれ、市場規模が拡大してまいりますと、自由競争を通じまして、金融システムの効率化と市場と市場との間、この市場と市場との間に国際的な側面も含まれておるわけございますが、金利裁定等による市場間の調整が行われるわけでございます。そして、この調整を通じて金融システムの安定性が図られるということになるわけでございます。従来、日本の金融システムは、競争制限的な規制というものによって、主として信用秩序の維持なり金融システムの安定性を図ってきたわけですが、今後は自由競争を前提とした市場の規模の拡充と多様化を通じて、金融システムの効率化と安定性の両者を達成していくくといふことが望ましいわけでございまして、金融先物市場あるいは証券先物市場の創設もこのような金融システムの中では位置づけることができるわけでございます。

すなわち、リスクの分散や金融の証券化の促進といった要因からさまざまな市場をつくり出すといふことが最近の金融システムにあらわされた変化でございまして、このさまざまな市場をつくり出すことによりまして、その市場機能の活用を通じて、金融システムの効率化と安定性を図ることができるということを重ねて強調しておきたいわけですが、いついた意味で、金融制度といふ観点から見ましても、できるだけ各種の市場が創設され、自由競争が行われるよくな制度をつくることが望ましいといふふうに考える次第でございます。以上が第一点でございます。

第二に、こうした見地から金融制度といふものを眺めてみた場合に、私個人は、現在のような業法を基本とした形をとつた金融制度といふのは間違っているのではないか、証券会社を含めまして各種金融機関の業務範囲を業態別に規定する、あるいはある種の業務といふのがある業態の金融機関に付着した形で定められているといふのは、金融機関間の自由競争を阻害し、金融機関の経営上の創意と工夫による比較優位のポイント發揮となりうるリスクの分散ないし回避を妨げてきたのではないふうに考へる次第でございます。むしろ、市場の機能の活用を十分に行つため、取引法といふの取引の場である市場の健全な発展を目指してしまりますと、自由競争を通じまして、それまでございまして、新しい市場が生まれ、市場規模が拡大してまいりますと、自由競争を通じまして、金融システムの効率化と市場と市場との間、この市場と市場との間に国際的な側面も含まれておるわけございます。もちろん、金融制度は長い歴史を通じて形成されてきましたのでござりますから、これを一朝一夕に変えたものでござりますが、これが金融システムの安定性を図るうことになるわけでございます。従来、日本の金融システムは、競争制限的な規制といふものによって、主として信用秩序の維持なり金融システムの安定性を図ってきたわけですが、今後は自由競争を前提とした市場の規模の拡充と多様化を通じて、金融システムの効率化と安定性の両者を達成していくくといふことが望ましいわけでございまして、金融先物市場あるいは証券先物市場の創設もこのような金融システムの中では位置づけることができるわけでございます。

その意味で、金融システムにおける取引といふものを考えてみると大きく四つに分けることができます。第一は、決済システムでございます。ペイメントシステムといいますか、決済に伴う取引、決済取引といふようなものでござります。第二は、金融機関が間に媒体として入ります金融仲介取引といふものでございます。第三番目は、有価証券の発行であるとかあるいは売買の仲介であるとかいうふうなことに見られる証券取引でございます。そして第四番目は、信託取引でございます。これは金融仲介とは私は違うのでございません。これは金融仲介とは私は違うのでございません。これは金融仲介とは私は違うのでございません。私は異議を差し挟むところはございません。

こうしたそれぞれの取引の健全性の上に立った活性化を促すために、必要な最小限の規制を法制化上加えておく、加えるといいますが、法制度上規制を加えることを通じて、有価証券指数等、先物取引、有価証券オプション取引または外国市場でござります。これは金融仲介とは私は違うのでございません。これは金融仲介とは私は違うのでございません。私は異議を差し挟むところはございません。

証券取引法の改正についても同じでございます。第一に、証券取引について特に証券取引法の中で証券取引所あるいは金融先物取引業に携わる者を規制しており、一定の資格があれば認可を得てだれでも参入することができるといふのは金融先物取引法でないという意味で評価するものでござります。

ただ、若干ここで私なりのコメントをお許しいただくならば、先ほども申し述べましたとおり、自由競争を通じて投資家にその収益を還元していくことが望ましいわけでございます。しかし、各業界はそれぞれの取引法に従つて自分の得意とする分野といふものの取引のどれに重点を置くかというのをお決めになればよいわけでござります。今までの取引法は、金融先物取引所をつくる、あるいは証券取引所で先物取引を行うといふ二つの取引所の区別はあつたとしても、それに参加できる者に明確な垣根を設定するということについては私は疑問があるわけでございます。そういう意味では、金融先物取引所をつくる、あるいは証券取引所で先物取引を行ふといふ二つの取引所の区別はあつたとしても、それに参加できる者に明確な垣根を設定するということについては私は疑問があるわけでございます。そういう意味では、今すぐといふことでありますけれども、将来について証取法六十五条についても見直しが行われるといふことが望ましいのではないか。ただその際、証券業務と銀行業務との利益相反の問題であるとか、あるいは寡占の弊害であるとかいうふうな問題については十分に留意しなければならないといふことになるわけでございますけれども、いずれにせよ、取引を規制する法律と

いうものと業法とは違うんだという観点から、私は今回二つの形で先物取引の法律が整備されるとということに対して賛意を表したい、こういうことでございます。

第三点は、金融先物あるいは証券先物市場、先物市場そのものについての私なりの考え方を述べさせていただきたいと思います。

第一は、先物取引というものが経済に与える影響、特に現物市場に与える影響について触れておきたいと思います。

理論的に考えましても、仮にもし現物市場しか存在しないということありますと、現物の需給のみならず、あらゆる相場観といいますか、期待感というものに基づく将来の取引ニーズがすべて一つの市場に集中されることになるわけでございまして、どうしても形成される価格というものは不安定になりますが、これが現物市場導入された場合には、将来の価格に対する相場観はまず先物市場で形成されることになり、さらに先物市場での取引商品が規格化、標準化されたものであると需給の統合がされやすく、約定された先物価格は人々の最大公約数的な価格予想値と見ることができ、将来の価格情報としても精度の高い値決めがなされることとなるわけでございまして、この分離された市場の価格との裁定により現物の需給を反映した現物市場の価格決定が行われるため、その値決めはよりスマートにつかづつ、より安定的に行われることになると考えられるわけでござります。

一般のアメリカにおける株価の暴落に際しまして、先物市場の果たした役割についてさまざまな調査がなされておるわけでございますが、先物市場が暴落の主要因であるといった報告は特にありませんで、逆に先物市場が暴落の歴史になつたというものもあつたほどでありまして、そういう意味では私は、現物市場における健全な価格形成に先物市場の存在が貢献するのではないか、こういうふうに評価したいと思うわけでございまして、私どもが始めましたときには既にアメリ

もう一つ、先物取引につきまして過度の投機性が出てくるのではないかという懸念が生ずるわけでございます。やはり過度の投機性というものは抑制されなければならないわけでございまして、そういう意味から考えておかなればならないといふふうに考えるわけでござります。

投機的な取引を抑制するという場合には二つの形で制度的に保障しておかなければならぬといふふうに考えるわけでござります。

見方がございまして、一つはマクロ経済的な見方、もう一つはミクロ経済的な見方でございます。ミクロ経済的に見ますと、受託業者の詐欺的行為等により、一般投資者が被害を受けることがないようになりますといつた観点から論ぜられる場合が多いわけでござりますし、マクロ的な観点からは、投機的な取引が価格決定に際し攪乱的な影響を与えることは好ましいことではないということになるわけでございます。

そこで、この点について両法案を見てみますと、マクロ的には、相場操縦等の禁止あるいは取引所が値幅制限等を設けられる旨の規定が設けられており、ミクロ的には、委託者の保護のため各種行為規制等が定められているということでございまして、私なりに一応の評価ができるというふうに考へる次第であります。したがって、この両法案が成立した後、運用に当たりましてこうした先物市場が過度の投機性を持つことなく、健全に発展するようには最小限の公的な規制というのが適切に行われることはやむを得ないのではないかと考へる次第でござります。

第四点は、証取法改正のその他の二点についてでございます。

その一つは、内部者取引の規制についてでござります。私個人、従来からその整備が我が国証券市場の健全な発展にとって不可欠であるというふうに考えてきたところであります。今回新たに明確な構成要件のもとに、違法な内部者取引に対して刑罰を科することを内容とする立法が行われることは、まことに結構なことではないかというふうに考へる次第であります。

最後に、今回の企業の内容開示制度の見直しに当たりましては、機動的な資金調達を可能にする発行登録制度の導入等、発行開示手続の簡素化が図られる一方、簡素化措置により投資者保護を損なうことのないよう、開示内容の充実にも十分配慮がなされておるというふうに考へるわけでございまして、バランスのとれた望ましい改正ではなきかというふうに評価する次第でござります。

以上で意見の発表を終わります。

○委員長(村上正邦君) ありがとうございました。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 本日は、参考人の皆様大変お忙しいところ当委員会に御出席いただきましてありがとうございます。なお、ただいま四人の皆さんから御意見なり御提言が行われた内容につきましては、これから法案審議に当たりまして十分に参考にさせていただきたいと思っております。

そこで、最初に竹内理事長にお伺い申し上げます。東証は、御案内のとおり六十年十月から国債の先物取引を開始いたしまして、いわゆる先物取引の先駆的役割を果たしてきたと思ひます。実績においても、年半余りを経過した中で国債先物取引を実際に実施してこられた経験を踏まえて、御感想やらまたいと思います。

そこで理事長、一般論で結構ですから、この二年半余りを経過した中で国債先物取引を実際に実施してこられた経験を踏まえて、御感想やらまたいと思います。

第四点は、証取法改正のその他の二点についてでございます。

その一つは、内部者取引の規制についてでござります。私個人、従来からその整備が我が国証券市場の健全な発展にとって不可欠であるというふうに考えてきたところであります。今回新たに明確な構成要件のもとに、違法な内部者取引に対して刑罰を科することを内容とする立法が行われることは、まことに結構なことではないかというふうに考へる次第であります。

今のこところこれからまた様子を見てみなければ、さらに何か改善すべきことがあるかどうかといふ点は、さらに先物取引をやつていつた上でまた考えなければいけないことがあるかもしれませんのが、むしろ私どもの力に及ばないことですけれども

ども、先ほど伊伎波参考人の方からもお話をございましたように、およそ先物取引というものについて外国で税をかけておる、流通税をかけておる国が一つもないわけでございます。日本では昨年の九月から先物取引につきまして、とにかく課税がされておるわけでございます。日本の国債先物も近くシカゴで取引をされることになると存じます。また、日本ではアメリカのTボンド国債の先物というもののを恐らく来年の初めに上場することになるかと 思います。そうしますと、お互いにアメリカでも日本でも同じ商品が上場されて取引きされているというようなときに、片や流通税がかかり、片や流通税がかからないというときには国際競争上も将来大きな問題になつてくるおそれがあると存じますので、これは私どもができるところございませんが、ひとつ委員会の皆様方にはそこら辺のことにつきましても御配慮をいただければ大変ありがたいというふうに思うわけでございます。

P.I.Xといふものを上場いたしたい、というふうに思つておるわけでござります。恐らくこれは、ほのかの取引所のこととござりますから、私から申し上げるのはなんでございますが、大阪の証券取引所では日経指數、まあ最近普通幾ら上がつたとか新聞に出ているのは日経指數の方でござりますが、その日経指數の先物を大阪取引所では上場することに相なろうかと存じます。

その次に私ども考えておりますのは、これは来年のなるべく早い時期にやりたいと思つておりますが、アメリカのTボンド国債の先物をやりたいと思っております。これにつきましては、日本機関投資家でも米国の国債を保有しておりますところが非常に多くございまして、やはりニーズが大変強うございます。これも来年のなるべく早い機会にやりたいと思つております。

その次に考えておりますのは、先ほど申し上げました東証株価指數のオプション取引というものをして、来年いつごろでござりますか、なるべく早くやりたいというふうに考えております。

さしあたって考えておりますのはそんなものでござります。将来また投資家の方からいろいろなニーズが出てきますれば、例えばアメリカで大変繁盛に取引の行われておりますS&P500〇〇など五百種類の株価の平均株価指數というようなものがございますが、日本の投資家がアメリカの株をたくさん所有するようになりますと、そういうものについてのヘッジニーズというものがまた生まれてくるかと思いますが、そういうときに、これはいつと決めていいわけではございません、将来としてはそういうものも考えられるというふうなことでございます。

○鈴木和美君 理事長にもう一つ伺つておきたいんですが、近々新本館ビルができるわけでござりますね。大変コンピューター関連の経費で膨大になるといって頭を抱えているような新聞報道も見せていただきました。同時にそのときに理事長は、先行きの見通しとして、取引所の収入も売買高に応じてふえてくるから、証券会社から受け取る会

費を値上げしないでも済むんじやないかというみたいな新聞を見つと見せてもらつたんですが、これをちょっと、それはそれで結構なことだと思ふんですが、裏を返せば大体鳴り物入りでこれ始まつてくるんですが、新聞を見ていても弱気の人も強気の人も、見通してございますね。ですから、会費を値上げしなくても済むよというようになつしゃつた裏のパックデータから見ての判断でも結構なんですが、どのぐらい程度の規模になると予見されておるのかをお聞きしたいと思うんです。

○参考人(竹内道雄君) どうも大変嬉しい御質問で、私どもはいろいろな取引について会員証券会社から定率会費というものを持ちうるだいをしておるわけです。それは株式についてもそうでござりますし、それから国債の先物についてもそうでございます。また、これから始まります株価先物指数についても同様でございます。株価先物指数につきましては、一体どのぐらいの取引になりますか、アメリカなんぞの様子を見ますと、大体現物の取引に比べましてまあ一・五倍前後の規模の取引が株価指数先物についてされておるというような状況でござります。まあこれは日本の方では初めて始めるものですからよくわからないわけでござりまするけれども、そういうことを含めまして、やはり証券市場というのがどういうふうに発展していくかということは、最近のアメリカにおける暴落の状況なんかを見ましても、その国の経済が発展していくれば証券市場というものは必ず発展していくというふうに考えておりますので、日本の経済のこれからることはなかなかよくわかりませんけれども、私は順調に伸びていると思いますし、特に経済が大変悪くなるような要因というものを現在はらんでいないというふうに考えております。そういう意味では証券市場もこれから順調に発展していくんじゃないかと思つております。

て、そこが所有権を持つている、土地は三井不動産が持っているというようなことでございます。したがつて、私どもはたな子として毎月家賃を平和不動産に払つてゐるということで、まあその家賃を払うのに、私どもの収入が多ければ定率会費を上げなくて済むわけでございます。そういうものは上げずに何とか賄つておけるように私どもも努力したいし、また、証券市場がそういうふうに発展をしていくということを願つておるような次第でございます。

○鈴木和美君 どうもありがとうございました。

次に、伊夫伎参考人にお尋ねを申し上げたいと思つてます。

伊夫伎さんは、神谷前会長から引き継がれまして、今後予定される先物市場の整備とか小口預金利自由化とか各種の垣根の問題であるとか、大変困難な問題を抱えておつて、大変御苦労なことだと存じます。

そこでまず、ことしの秋に予想されてます小口預金利自由化について、いわゆる懸案となつております郵便局の定額貯金の見直しですね、これが決着しないものだからなかなかこの秋に実施ができないんじやないかというようなことが先般も財確法の審議のときには藏原副会長からもいろんな御主張がございました。

そこで会長、再度で恐縮でございますが、本件に関する見通しと、例えは郵貯トイコールフルティングをするというようなことに於けるために業界として配慮してほしいというような項目があれば、この機会にお聞かせいただきたいと存じます。

○参考人(伊夫伎一雄君) 大変御丁重なごあいさつをちょうだいたしまして、まことにありがとうございます。

うございました。せいぜい一生懸命頑張らせていただきます。

預金金利の自由化でござりますけれども、大口から小口へと切れ目なくスムーズに行われれない、これが筋ではないか、私はこういうふうに思つてます。

それで、これまでの二年半の間でございますけ

れども、御案内のとおり大口預金は段階的に金利の自由化が図られまして、一方、期間の短縮等も行われるというようなことで、現在では大口定期預金は、それからあとじでございますけれども、最低の預入限度は五千円に相なつておるわけでございます。それで、さらにそれを三千万に引き下げるとかあるいは二千万に引き下げるとか、さらにはまたCDの預入期間でございますが、これは現在二週間になつておるわけでございますけれども、これを一週間に短縮しよう、こういうような案もあるわけでございます。これは対外的にはそういうことでいいのではないか、こういうふうに思うわけですが、これでございましておるわけではございません。

御案内のとおり、私どもいつも新聞を気にしておりまして、社説とかそれから家庭の主婦からのいろいろな投書欄、これなんかを拝見をしておりますと、やっぱり大口のみを優遇してけしからぬじやないか、こういうような非難、批判というものが日ごとに強まつてあるよう感じを私は受けるわけでございます。したがいまして、ここら辺のところを読み連つてまいりますと、金融機関に対する国民の批判、こういうような形で国民の支持を失うんじやないか、仮にもそういうようなことになつてはならない、こういうふうに非常に懸念を持つておるわけでございます。

現在、私ども小口預金の自由化を着実に進めていますけれども、これは民間の方も郵貯

これは変わらないんじやなかろうか、こういう立、これを私どもとしてては大前提としていただかなければ困る、こういうことなんでございます。

現在小口預金の三分の一を占めております郵貯

は、官業といたしましていろんな恩典を受けておるわけでございますけれども、そういう恩典を受けておるままで小口預金の世界に自由金利のメカニズムを持ち込める、こういうことはなかなか難しいんじゃないかなうか、こういうふうに思うわけでございます。

で、この問題の解決の糸口を見出す、こういう

よなことで大蔵御当局を初めといたしまして、

私どももそれなりにこれまで真剣な努力を続けてまいつたつもりなんでございますけれども、御案

内とのおり先般、郵政省は一方的に国債定額貯金

の発売の実施に踏み切つたわけでございます。こ

れは各金融機関が自分の持つております既存の

商品をいろいろ組み合わせまして、それでいろ

いろと工夫を凝らしながら新しい商品というものを開発して預金者のいろんなニーズにこたえてい

く、これは一般論いたしましてはごく自然のことではないか、こういうふうに思つておるわけでございますが、ただ小口預金の自由化を控えますと、まだ小口のみを優遇してけしからぬじやないか、こういうふうに思つておるわけでございまして、定額郵貯の見直しといふものをお願いをしておりましたやさきだけに、その定額郵貯を使つた一方的なやり方に對しましては私どもといつましては大変ショックが大きかつたわけでござります。そういうことでございまして、小口預金の自由化がおくれていい、これを私どもは大変懸念をいたしておりますわけでございます。

それで、これはまあ申しますでもないことでございますけれども、郵貯の存在目的でございますけれども、これは郵便貯金法でもって、簡易で確実

な国民の貯蓄の手段を適用すると、こういうふうに思つておるわけでございます。そ

うであるといたしますならば、みずから貸し出しや投資等でもって運用する、こういうようなこと

もう一つは、先物取引はいわゆるスペキュレー

ションというのがありますね。こういう取引が可

能になるものですから、投資参加者の財産保全と

田淵参考人にお尋ね申し上げたいと思つてま

先ほど竹内理事長も今後の見通しについてま

す。そう心配はないんじやないか、隆々たるものだと

いうような御見解のようございましたが、今度

は業界の方から見てこの先物関係がどういう見通

しに予測されるのか、御所見を承りたいことと

いう面から広告規制など市場参加者のモラルの維

持が重要と考えられると思うんです。この点につ

いて、業界としてはどうのように対応されるのか、

お聞かせをいただきたいと思います。

○参考人(田淵節也君) 様お答え申し上げます。

今後行なわれます証券先物取引がどういう規模に

なるであろうかという見通しでございますが、私は郵貯法の改悪とか、国債の流動化の変型である、

そういうようなふうにも解されますので、せいぜいこれくらいが限度ではなかろうか、こういうふ

うに思つておるわけでございます。

それからまた、臨調とか行革審の答申等におき

ます。

で、郵貯の業務の範囲の拡大でございます。

けれども、これは郵便貯金法の趣旨に反する、臨

調、行革審の答申に背くものではなかろうか、こう

いうことが繰り返し指摘されておるわけでござい

ます。

それでも、これは郵便貯金法の趣旨に反する、臨

調、行革審の答申に背くものではなかろうか、こう

いうことが繰り返し指摘されておるわけでござい

ます。

それでも、これは郵便貯金法の趣旨に反する、臨

調、行革審の答申に背くものではなかろうか、こう

いうことが繰り返し指摘されておるわけでござい

ます。

それでも、これは郵便貯金法の趣旨に反する、臨

調、行革審の答申に背くものではなかろうか、こう

いと、そう思つております。

アメリカにおきまして代表的な株価指数先物取引でございますね、インデックスフューチャーと簡単に言つておりますが、その中で一番商いがで

きているものはCMEで商いをやつております。

S&P500の取引でございます。このS&P5

〇〇なる株式のインデックスフューチャーが導入されたのは一九八一年でございますが、その年は二百九十万、向こうではコントラクトと言つておられますけれども、日本語で訳しますと、二百九十万枚というようなことだと思います。それが昨年九百万コントラクトと急拡大をいたしておりました。この九百万コントラクトと申し上げました数字は、昨年のニューヨーク証券取引所の現物の売買金額の約一・五倍でございますので、やはりこれが年々大きな公的な金融機関がある、こう

うな状況の中で、その競争相手の中に商品とかあ

るいは税制とか、そういう面におきまして大変著

かなればならない、そういうような状況にある

わけでございます。しかしながら、そういつたよ

うな状況の中で、その競争相手の中に商品とかあ

るいは税制とか、そういう面におきまして大変著

かなればならない、そういうような状況にある

わけでございます。

しかし、それはまさにこれらはまさにヘッジ機

能を有するマーケットでございますから、商いが

短期間にふくそうして割にたくさんできるマ

ケットだと、そう思います。

もう一つは、大阪証券取引所でちょうど一年前

の昨年六月に開始されました株券先物取引、これ

は最初は全くできなかつたのでござりますが、九

月二十六日に、先ほどから問題になつております

取引所取引税を引き下げていただいたわけです

ね、なおかつ取引税は徴収されておりますが、そ

れを引き下げていただいた途端に商いが急拡大

いたしまして、昨年十月から今年三月までの六ヶ月

間の売買代金は約二十二兆円になつております。

ということは、昨年十二月一ヶ月だけをとりま

すと、株券先物の売買代金が大阪証券取引所の現

物株式の売買代金の二倍に達しております。

今後我が国に上場される株価指数先物取引等の

市場規模の予測、これは最初申し上げましたよう

に非常に難しくて、経済環境やそれから具体的な

問題として取引所取引税等の諸要因に左右され

てございますが、ちょっと数字は申し上げに

くいところでござりますが、市場の粗い手であり

ます証券会社いたしましては健全な市場の拡大

のために努力してまいる所存でございます。

それから第二番目の御質問は、投資家保護の観点から、例えば先物取引などの広告規制をどういふうに考えるかという御質問でございます。

一般論としまして、広告規制につきましては、証券業協会は協会員が行う広告につきまして、広告に関する規則というものを持っております。これは公正慣習規則第七号で制定をいたしております。広告は原則として届け出制といふことになっております。そつうふうにして現在も証券会社の行う広告の表示及びその方法の適正化を図つておるわけでございます。

そのほかにも証券業協会におきましては、現在やつております先物、すなわち債券先物取引、国債の先物取引ですね。それから、大阪でやつております株先五〇といふ株券先物取引について、投資家保護の観点から次のようないくつかの規制を講じております。

まず、お客様が証券知識あるいは投資経験、これを持つておられるかどうかということ、さらに一定の預かり資産を置いていただいているかどうかというようなこと、そこら辺を勘案しまして、お客様の取引開始基準、選別基準と申してもいいわけでございますが、そういう基準を定めております。当然先物取引の仕組み等について十分説明し、理解させるよう努めております。また、取引の最終日、これは限月末になつておりますが、最終日が近づいたときには、顧客サービスという意味も兼ねまして、一体あなたは反対売買をするのか、それとも証券を、現物を受けるのか、あるいは売られた方は品渡しをして決済するのか、というよう受け渡し決済方法を確認するというようなそういう現在自主規制を講じております。今後新たに導入される株価指數先物取引等につきましても、投資家保護の観点から十分な自主規制を行い、例えば広告規制に関しましても、当然のことながら過大な広告がなされることのないよう十分留意していきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○鈴木和美君 原参考人にお尋ね申し上げますが、

実はこれ時間がなくなつちゃつたものですから、本當は先生が一昨年五月、イギリス、ドイツ、フランス三国を回られて、「エコノミスト」とか「金融ジャーナル」とか見させていただきました。小口金融の問題についても実はお聞きしたかったのでございますが、時間がございませんものですから、たつた一つだけ。

先ほどシステムの四つの区分のお話を聞かさしていただきまして大変参考になりました。そこで、そのときにも述べられたと思うんですが、もう一度お尋ねしたいんです。今回この市場の厚みを持たせるという意味で、証券と銀行の相互参加方式をとることになったわけですね。諸外国の先物取引の例を見ますと、單一の法律に基づく統一的な法規制のもとで総合的な市場として存在していくように思うんです。先生の表現をかりれば、いろんな業界の歴史があつてというお話をあつたんですね。でも、証券取引所と金融先物取引所というふうに二つに分かれ、まあ二年後に見直すというようないことも書いてあるみたいでございますけれども、どうも私は納得がこのところはいかないんです。原参考人はこの件についてどんな見解をお持ちでございましょう。

○参考人(原司郎君) 諸外国における先物市場といふのは、金融より先に商品から出てきたと思うんですね。したがいまして、商品先物市場といふのが金融の分野に発展をしていった。したがって、証券もそれからいわゆる私の言う金融仲介取引も皆同じ取引法で規制する、こういうことになつたんじゃないかというふうに思います。

ただ制度的に、例えば将来一つの取引所でこを行つていうふうに思いますが、本来理論的には考えれば、私はやはりこの二つは明らかに性格が違うんじやないかというふうに思います。

先ほど原先生が、昨年十月十九日のアラソクマントーでこの先物取引がむしろ現物市場を混乱させたんじゃないかという意見が非常に多いというふうに對して、いやそうではない、むしろ先物があつたから暴落がニューヨークダウ五百ドルぐらいで済んだんだという意見もあるということをおつしやられましたけれども、随分今調査をしておりまして、やはり大統領の特別調査委員会がこの間まとめたレポートを読んでみますと、先物と現物市場は一緒に考えた方があつた混亂を招かなくて済むんじやなかろうかというレポートを出しておるのを最近読んだ次第でございま

えております。

○鈴木和美君 終わります。

○山岡賢次君 きょうは参考人の皆様にはお忙しいところをありがとうございました。大変御遠見を伺いました参考にまさになつた次第でございま

から、その点を御勘案をいただいて御意見を伺いたいと思うんです。

○参考人(田淵筋也君) 先物取引、特に証券先物取引に関しての私の基本的な哲學のやうなものでございますが、この先物取引は現物市場における価格変動リスクのヘッジ手段として利用される。このヘッジという言葉は、まあよつちやう先物即ヘッジと、これは裏腹に使われている言葉でございますが、ともかく価格変動リスクのヘッジ手段として利用されることが非常に大きいわけでござります。ということは、現物取引と極めて密接な関係を有しているわけでございまして、現物取引と一体的な管理運営が行われることが必要であるといふふうに確信をいたしております。

先物取引を利用する投資家は、そのほとんどの方が現物市場の利用者であるというふうに考えて差し支えないと思います。先物だけを取りされる方ももちろんパンセントージとしてはいると思いますけれども、しかし全く株の現物と関係なしに先物取引される方はアメリカでもほとんどの方が、本来シカゴやロンドン、外国でやって成るが、今回の金融先物と証券先物も結構なことだが、本来シカゴやロンドン、外国でやってただれば、当局がそうされた以上、こういうふうに言われましたけれども、しかし二年後には見直しを展望しております、こういう御意見でございました。両参考人からは、先物市場そのものは賛成であるが、今回の金融先物と証券先物も結構なことですが、本来シカゴやロンドン、外国でやってただれば、当局がそうされた以上、こういうふうに言われましたけれども、しかし二年後には見直しを展望しております、こういう御意見でございました。

そこで、田淵参考人にお聞きしたいわけでございまして、田淵参考人からはその辺について十分触れられてなかつたような感じがするわけでございますが、その点についていかがお考えか。そしてちなみに、時間がありませんから、もう一つつけて加えていただきたいのは、原参考人からも垣根という話が出ましたが、このことに限らず、伊夫俊参考人、田淵参考人はもう現場で直接指揮をとつていらっしゃる御両人がここにおいてございますので、この問題と、それから垣根のことです。

ですが、今鈴木先生からは垣根はよくないというふうにも承つたんですが、私はまた別な観点では、海外からのものを日本に入れなきやならぬ、こういう場合でやむない、対応しなきやならぬと、国際化時代にこれは結構かもしれないが、しかし日本というものにもなつてゐるわけでございます。

銀行、証券の垣根論議に関する基本観でござりますが、我々いたしましては、銀行、証券の垣根は今後とも維持されるべきものである、そういうふうに考えております。銀行の担う間接金融市場と証券会社の担う直接金融市场とをこれを競争関係に置くことによりまして、両市場が車の両輪として切磋琢磨する、企業の資金調達をより効率的なものとすることが肝要かと考えます。我が国金融資本市場の一段の発展のためには銀行、証券の業務の垣根は今後とも必要である、そういうふうに確信をいたしております。

○山岡賢次君 ありがとうございます。
では伊夫伎参考人、三分ほどでお願い
ます。

いをいたし

1

○参考人(伊夫伎一雄君) 田淵さんを前にしましてまことに申しあげないのでござりますけれども、垣根問題でござりますが、御案内のとおり、昨今金融の証券化というのが大変なスピードでもって進んでおるわけでございます。したがいまして、それが銀行業務あるいはそれが証券業務か、こういうことを峻別するといふことが次第に難しくなってきてるんじやないか、こういうのが私どもの実感なのでござります。

資金の運用とか調達に関するお客様のニーズでござりますけれども、このところ大変高度化それから多様化きておるわけでござります。私どもはお客様のそいつたようなニーズに対しましてこれに的確にこたえていく、そういうために一生懸命努力をしておるわけなんですが、けれども、いわゆる証取法の六十五条によりまして銀行、証券の業務分野規制がございまして、なかなかその凹凸対応がお客様に対応できまい、こういうのが偽らざる実感でござります。

したがいまして、銀行、証券の業務分野規制の見直しにつきましては、これまでのよう個別案件ごとのバーダー的な処理で積み重ねていく、こういうことではもう限界に近づいてるんではなかろうか。したがいまして、顧客ニーズへの

円滑な対応とか、国際的にも通用する金融システムをつくる。こういうような高い観点に立ちましてそろそろ抜本的な見直しが避けられないような時期に入ってきてているんではなかろうか、そういうような感じがいたします。

けれども、先物取引は、先ほどからも話が出ておられますように、金利あるいは株価変動、さらに為替相場といふようなものの変動に対するリスクヘッジの手段であつて投資家のニーズが非常に強くなっているというふうなこと、さらに金融資本の取引の国際化といふような状況から見ましてもこれはやはり必要だというふうに思いますし、我々もそう考えるわけでござります。

ただ、先物取引は、現物取引と比較しますと、少

金で多額の取引ができるために多額の利益が得られることもある反面、多額の損失をこうむる危険性もあわせて持つ取引であることは否めない。つまり、投機性がより強い、というふうに我々は考えるわけです。それだけに、投資家の保護についてはより一層の配慮が必要だ、というふうに思いますが、先ほど田淵参考人から証券業協会としての投資家保護のいろいろな対策というものがお話を聞いたんですが、取引所として特にどういうことを中心に考えておられるのか、お聞かせ願いたいと 思います。

○参考人(竹内道雄君) 先物取引について投資家保護の必要性が強いことは和田委員がおっしゃるとおりでございまして、私ども考えておりますことは、一つは過当投機を防止するためにどうしたかといふことです。

それにつきましては、証券会社に対して一定の委託証拠金というものを顧客から差し入れてもらいう、また証券会社からは取引所に対しても売買証拠金というものを差し入れていただくということにしております。

また、日々の損益の結果をその都度計算をいたしまして、その結果損をした場合にはすぐにまた証拠金を徴収する余つたものは返すというようなことをやることにいたしております。また、毎日の値上がり値下がりが余りに大きくなりますと問題がござりますので、それに対しては一定の値幅制限という規定を設けようというふうに考えております。また、この値幅制限でありますとか証拠金の額というものは最初に決めますけれども、緊急のときはその値幅制限を縮めるとか、あるいは証拠金率を引き上げるとかいうようなことによつて、過当投げの防止に資することができるのではないかといふに思つております。

もう一つは投資家保護ということでございますが、根っこにはやはり投資をする人自身がこれはがどういうものであるかということについての理解を私どもとしては十分しなければいけませんが、さらに証券会社との間でお客が取引を開始します場合には、先物口座設定約諾書というものを差し入れてもらうわけですが、そのときに株式先物というものはリスクの高いものであるということを自分としては十分承知をして契約をまとめるのであるということを書いた確認書を差し入れましたいくらいであります。また、もう一つ大事なことは、やはり投資家としては、先物取引を扱う場合に、情報というものがまず一番大事であると思ひます、取引をする場合。そういう意味におきまして、先物取引の値幅制限でありますとか、そういうものにつきましては迅速に正確な開示をいたします。また同時に、先ほどから申し上げております株式先物指数でござりますけれども、それの値動き、これはコンピュータ

ターを使って、一分置きにどのぐらいの指標になつておるかということを表示をいたしまして、投資家にわかるようにいたしたいというふうに思つています。そんななよなことでございます。
○和田敦美君 先ほどから出ておりました一月の大蔵省の行政裁定をめぐる問題、つまり金融先物取引は新しい金融先物取引所で、それから証券関係は現在の証券取引所でといふいわゆる三分分けですね。二本立てということについては伊夫俊さんもそれから田淵さんも両雄譲らずという感じで、なぜそういうことなのかといふことの説明をもう少し詳しくお聞きしたいと思つたんですけど、時間がたつてきましたのと、それから、もう既にかなり説明がございましたのでそれは省略をさせていただきます。ただ、一年後の見直しのときが大変楽しみだということだけ加えておきます。

ですけれども、先ほどリスクヘッジの問題でいわゆる十月の株価の大暴落のときに、アメリカではやはり先物取引というものはリスクヘッジの機能を果たしたという御見解のように承ったのでござりますけれども、先ほど田淵さんからもお話をあつたように、それと違った見方もあつて、一齊に要するにとにかく先物も現物も売り売りで、それが相乗効果を伴つて余計暴落を促進したというふうな見方も私は雑誌か何かで拝見したことがあるんです。その問題はともかくとして、日本での一つのテストケースは、私は去年の六月から大証で始まっているいわゆる株先五〇、これは一種のやつぱり株式に関する先物取引だと思うんですねけれども、これがこの十月の暴落のときに一体どういふふうにヘッジとしての機能を果たしたのかどうか、これをうまく使って要するにほんと現物での損しなかったと、そういう保険会社もあるというふうな説も聞いたんですけどね、それと、その辺は一つの実験としてどういうふうに先生はごらんになつておりますか。

で、私は、むしろ株価の暴落を防ぐ……下支えをしたというようなことを私の意見として述べたのはなく、そういうふうな報告書もあるというふうに申し上げたわけございまして、まだ現在の段階ではどちらとも評価はなかなか難しいんじゃないかと。ただ、今のアメリカの中ではそちらの説の方が強いというふうに聞いておるというふうに申し上げたわけでございまして、ちょっとその点、本来理論的に考えれば、前段で申し上げた部分の方をとつていただきたいと思います。ただ、昨年の事例につきましては、なお今後私も勉強したいと思っております。

それから、日本のことについてお聞きしたいと
と私余りそこを専門にして勉強しておりませんか
ら的確なお答えはできないんですけれども、これ
はむしろ専門の方に間違っていたら後で直していい
ただいた方がいいかもしませんが、大阪の事例
で果たしてそれが実験というような名に値するほ
どの規模であるかどうかということについて私は
非常に疑問に思っておりますので、あれ自体を余
り評価するということは避けたいというふうに
思っております。

(理事樞原清君退席、委員長着席)
そしてこの運用についても全く支障がないというふうにもお聞きをしたわけでござります。規模も今やアメリカを抜いて世界最大だといふうなことも報道されておるわけでございますが、債券の先物が今や現物の取引を上回るという状況、これは東証の場合も、それから大証の場合も同じです。ね。それは非常に健全な望ましい姿なのか、それとも、金余りの結果そういう形になつてきているのか。

つまり、もちろん先物の場合には国債の場合で最も取引の単価が一億円というふうに非常に大きいくらい、したがって金額が非常に大きくなっていくということは、これはどういうふうに判断をしたらいいのか、その辺についてのひとつ御見解をお伺いしたいわけです。

○参考人(竹内道雄君) 先物の場合には、現物を抱えておつてそれをヘッジするために年に一遍ヘッジをすればいいというのではなくて、現物そのものの売買は何回も回転して行われておる、またヘッジ手段としての先物の方も何回も回転しておるということで、必ずしも現物売買の大きさと債券先物の大きさとをそのまま比較するといふこともなかなか難しいんじやないかと思います。例えば今、日本で言えば長期国債は百五十兆兆ぐらいある。ところが、国債の先物の方は年に千八百兆ということですから、大ざっぱに十倍ぐらいの取引が現物の残高に対し言えはされているわけでございます。それから、そういつたような数字を今度はアメリカを見てみると、アメリカのTボンドの残高に対して約二十倍の先物取引がされておるというようなことでござりますので、現物と比べてどのくらいであれば投機的でないのかとか、あるいは取引が多過ぎるのかということはなかなか言えないのではないかと思います。債券の先物の場合でございますと、一日の間に何回も回転するというようなこともあるわけでございまして、そこは一概に比較して議論するのも難しい点ではないかというふうに思っております。

○和田敦美君 次に、インサイダー取引の問題について、今まで質問が出なかつたので、少しそれを二、三御質問したいと思うんです。

竹内理事長は、インサイダー取引については内外からの信頼性の確保、国際資本市場の発展のために、これは絶対に必要だということを強調されおるわけですねども、どうも最近までインサ

イーダー取引の問題についてヨーロッパなどでは日本ではこれまでインサイダー取引の摘発が少なかったと、事実なかつたわけですけれども、だら日本市場はインサイダー取引の天国である。というふうなことを新聞や雑誌で書いたりしておられます。そこで、実際にはそんなひとつ天国のような状況であったのか、その点についてひとつ田淵参考人のお話を聞きしたいと思します。

○参考人(田淵節也君) 日本の市場がインサイダーティクターであると書いた雑誌、これはアメリカの週刊誌的な経済雑誌が、たしか去年おととしぐらいですか、どう、うそ、うそで書いてきて、それ

イナー取引の問題についてヨーロッパなどでは日本ではこれまでインサイダー取引の摘発が少なかったと、事実なかつたわけですけれども、だら日本市場はインサイダー取引の天国である。うふうなことを新聞や雑誌で書いたりしておられます。そこで、実際に実情はそんなひどい、つまり日本の市場はインサイダー取引の天国である。天國のよくな状況であつたのか、その点についてはひとつ田淵参考人のお話を聞きたいと思します。

○参考人(田淵節也君) 日本の市場がインサイダーティーであると書いた雑誌、これはアメリカの週刊誌的な経済雑誌が、たしか去年おととしぐらいですか、そういうタイトルで書きまして、それでもぎくつとしてそれを読んだ記憶があります。またマニユーヨークから日本に特派員が来て、それであちこちいろんな話を聞いたのだだと思っていました。早速向こうの編集長に対しても抗議をしてござります。中身が事実と非常に相違していることを抗議いたしまして、その編集長もく調べた上で、結局私に対しては、それに対して一応謝ってきました。そのときに私が気がついたことは、インサイダー取引に対する法律規制がないということに対して、アメリカ人というのは、さに法律の世界の中で仕事をしている、法律をさないぎりぎりのところで仕事をしてもこれは向に差し支えない、法律さえ破らなければいい、いう、そこら辺は我々日本人の極めて儒教的な徳觀に基づいて行動しているのと随分違うな思つたわけですが、处罚規定がないからインサイダー天国であると、観念的にそう思つた節がございます。

したがいまして、今度インサイダー取引に関する法律がきちんととして、刑法による处罚規定とうものもがつかりできたということは、そういう国際的な平仄を合わすということで、最初の陳述で申し上げましたように、非常にありがたい、思った次第でございます。

なお、欧米の場合にインサイダー取引は、実言うと、調べてみますと、ほとんどM&Aとかで申

OBとかいう株の買収、そういうものに絡んだものでございまして、しかも証券会社の役職員がその当事者となっているケースが多いようござります。これに対して、これまで日本ではM&AとかTOBの例が極めて少ないということをございまして、欧米と比べましたら、証券会社の役職員の有価証券投資というのは向こうと比べて比較的よく管理されているということは言って差し支えない、そんな気がいたしております。

○和田敦美君 今のインサイダー取引の問題について伊夫伎参考人にお尋ねしたいんですけども、この問題については大体今度のインサイダー取引規制という問題の起つてきた発端は、例の去年のタテホ化学工業ですか、タテホ事件が発端だったんですね。タテホが国債先物で損をして、そして経営がおかしくなったということの情報を地元の相互銀行がいち早く探知をして、その内部情報、今まで言う内部者情報、それでタテホの株の売り逃げをした、ということがインサイダー取引に当たるかどうか、ということで大分問題になつたわけですけれども、そういう点で金融業界もこれからいろいろいろそういう問題で関係が非常にあるわあつて、未然防止ということが非常に重要なふうでありますけれども、その点について自己規制というか、何よりもやっぱりどんどんどんどん摘發されるというようなことを望む人はだれもないんでありますけれども、その点も含めて全銀協としてのひとつ対策ということを伺いたいと思います。

○参考人(伊夫伎一雄君) 銀行界に身を置く者といたしまして一言申し上げますけれども、銀行は何と申しましても信用が第一、こういうことでございまので、法に触れるとか触れないとかいうような以前の問題といたしまして、世間にいやしくも疑惑を持たれる、こういうよつた行為といふのはやっぱり慎まなければいけない、こういうのが私の持論でございます。

タテホ事件につきましては、新聞程度でもって、聞く程度で詳しい事実関係というのは存じないのでござりますけれども、もしもあのようにことが

事実であるといたしますと、あれは本当のことろを言つて、論外なことではなかろうか、こういうふうに思つておるわけでございます。總じて申しますと、銀行界は、行員に対します取引先情報の守秘義務でござりますけれども、これは非常に徹底をいたしております。内部情報の管理につきましては、これまでも大変細心の注意を払つてきました。銀行界に身を置く者としてはいかがなものかと、こんな感じがいたすわけでございます。

したがいまして、その意味で日本はインサイダー取引天国、こういうことにつきましては、銀行界に身を置く者としてはいかがなものかと、こんな感じがいたすわけでございます。

みましても、大体五割以上を超えてはいる、こういふような状態でございます。また、運用面におきましても、有価証券の保有あるいはまた外貨建て資産のウエートが非常に高まつてはいる、こういうようなことで、資金の調達、運用の両面におきましてリスク管理の必要性が一段と増大をいたしておるわけでございます。

先物取引といふものは、そうした金融取引にかかるりまする各種のリスクをへつじいたしまして、金融取引の安全性を増すための不可欠な取引の手段である、こういうようなことで、銀行の経営基盤の安定化には資するものではなかろうか、こういうふうに思つておるわけです。

ただ、もちろん銀行というのは公共性の高いものでござりますので、過度の投機的な取引にまで踏み込むと、こういうことに相なりますと、預金者保護等の観点からいろいろな問題というものが起つてくる。こういうことは十分承知をいたしておりますわけでございます。したがいまして、私どももといたしましても、先物取引のポジションでございますけれども、これを一定の範囲に抑える等、先物取引にかかるりまするリスクコントロールでござりますけれども、これにつきましては万全を期したい、このように考えておるわけでございます。

それから、取次業務と健全性の問題なんでございますけれども、銀行の先物取次業務の進出、それから銀行経営の健全性維持の関係でござりますけれども、それからさらにはまた進んで融資業務と利益相反、そういうような関係もございますのですが、これにつきましては次のように考えておるわけでございます。

金融先物取引につきましては、先物市場が余り投機的にならないよう、また投資家保護に問題が生じないよう、先ほど来お話がございましたように、いろいろな制度的な工夫が凝らされておるわけでございますね。さらに、銀行とは申しましても、先物業務に進出するに当たりましては、こういったような厳しい開業規制とかあるいは行

銀行経営上の健全性には特段問題を生ずるようなことはない、こういうふうに思つておるわけでございます。

また、銀行が金を貸しまして投機的な取引等をあおらないか、こういうような利益相反行為に対する疑問につきましても、私どもいたしましてはお客様のヘッジニーズについて先物取引をお勧めする、そういうようなことでございまして、その場合もお客様の投資経験とか資力等に対しましてその取引を本当に行えるような力があるかどうかというようなことにつきまして十分配慮するつもりでございまして、少なくとも疑義を持たれること、こういうような行為があつてはならないとうふうに思つておるわけでございます。

○吉井英勝君 リスクヘッジのためにと考えながら、先物そのものにもまたリスクが伴うんじないかという点を私考えまして、何かこの点でお考えになつていらっしゃる方策がござりますれば、あわせてお聞かせいただければ結構ですし、今のこととなれば、それはそれで結構です。

もう一点お聞きしておきたいのは、通貨の先物取引についてそれに似た取引が外為市場で既に行われている為替予約ですね、通貨の先物市場で投機的な動きによつて例えは円ドルレートが激しく変動すれば外為市場の為替予約にも波及していく、そして外為市場そのものに大きな影響が及んでくると思うんですが、この点はいかがでしようかという点が一点。

もう一点、この点に関しては外為市場で急激な変動があつた場合に、日銀が介入してその変動をある程度抑えることは可能だと思うんですか、しかし幾ら介入しても先物市場でどんどん投機的動きが高まつてしまりますと、日銀の介入も及ばなくなる可能性が出てくる。そのとき金融機関は從来行われてきた外為市場での取引について、今後先物市場でも同様の取引ができるということにならぬ

るわけですから、この点は今後どのような使い分けをしていかれるかと、いう点ですね、この点をお聞きしたいと思います。

○参考人(伊夫俊一雄君) お答えを申し上げます
が、先物取引でございますけれども、先物取引は機動的な反対売買が行える、それから少額な証拠金で多額な取引ができる、こういうことからいいまして、リスクヘッジ手段といたしまして先渡し取引、いわゆるフォワード取引でございますけれども、これに比べますと幾つかすぐれた点があるんじやなからうかと、こういうふうに思うわけでござります。したがいまして、この二つを機動的に使い分けることによりまして、金融機関や投資家のリスクヘッジはより的確に行えると、こういうふうに思つておるわけでござりますけれども。
それからまた、通貨先物取引導入に伴いまする現物市場への影響でございますけれども、既に通貨の現物市場というものが流動性に富む厚みを持った市場として現在非常に大きく発展しております、こういうことから考えまして、通貨先物取引の導入によって現物市場の相場形成が大きくなりその影響を受ける、こういうようなことは基本的にはないのではないかと、こういうふうに思うわけでござります。また、仮にあつたといたしましたても、むしろ先物市場の導入によりまして現在の為替相場と将来の為替相場が関連性を保ちながら整合的に形成されると、こういうことに相なるわけでございまして、市場全体としてはより安定的な価格形成につながるんではなかろうかと、こういうふうに期待をいたしておりますわけでございます。

金融先物市場については東京だけに開設をお考えなのか、大阪と二ヵ所でお考えなのか。現在の開設準備の状況などもあわせてお聞きしたいと思います。

○参考人(伊夫俊一雄君) 場所につきましては現在どこというふうに決めてはおりません。確かに関西の方から関経連を中心いたしまして大阪の方にというようななお話がござりますけれども、これも確かに一極集中を避ける、こういうような意味合いからうなづけない面もないわけじやございませんでけれども、実際金融取引がどういうふうに行われているかと申しますと、金融取引を行っております投資家の大半がおるところ、それからまた外国の証券会社、あるいは外国の金融機関、それがディーリングをもつて商売をやっている、あるいはインフラを整備している、そういうようなところで置くのがこれから金融先物市場が発展するために一番適切なところではなかろうか、こういうふうに思っております。

○吉井英勝君 次に、竹内参考人にお伺いしたいんですが、既にいろんな観点から御質問ございましたけれども、昨年のアランクマンナーについて、その原因と対策についていろんな機関が調査とか研究発表もしておられまして、いわゆるポートフォリオインシュランスといわれます先物で、現物にまたがるコンピューターを利用した取引が大暴落を加速したというようなそういう見方もありますし、その点で我が国も今後コンピューターを利用した株式取引がふえると思うのですが、今年の見通しはいかがなものかというの一点。昨年のような大暴落のような有事の際の話として、証拺金率や幅制限などを機動的に規制できる仕組みとか、サーチット・ブレーカー・システムなどの安全装置をつくつておく必要があるのではないかということこの点について、二点お伺いしたいんです。

○参考人(竹内道雄君) この間のアメリカの株式の暴落でござりますけれども、その原因は一全体因が何であったかということはいろいろな議論があつて、どうも必ずしもはつきりはいたしてお

りません。いろいろな機関がお互いに犯人搜查をやつて、おれのせいじゃないというようなことで、いろいろなことを言つておるというのが現状でありますかという氣もいたしております。

私は、やはり基本的には、アメリカの株価といふものがどうも少し上がり過ぎになつてゐるんじゃないのかという一般的な感じがあるところへもってきて、アメリカの経済に対する不安、いわゆる双子の赤字というようなものが噴き出して、それが直接の原因になつて株価が下がつたんだろうと思いますけれども、例えばニューヨーク取引所のフェラン理事長というのは、なぜ下がつたかというのは、みんなが下がると思ったから下がつたんだというようなことを言つてゐるんですね。これはある意味で名言なんで、やはり株が下がるというのは、みんなが下がると思ったから下がつたんだというふうなことを言つてゐるんですね。いかというふうに私は思つております。そういう意味で、あのときに急速にアメリカの連銀が、金は幾らでも出すぞと、流動性はうんとつけるから心配しないようにといふことで各銀行と話をつけて、証券会社に対する資金供給を行つたわけでありますが、それがあの株価の暴落をあそこら迎まででとめるのに非常に効果があつたのではないかと思います。

話がございましたように、緊急のときには値幅制限の縮小をいたしますとか、あるいは立ち会い時間の短縮するとか、あるいは場合によっては立ち会いを一時停止する、あるいは委託証拠金を引き上げるとか、さらには信用取引の規制を緩和するとか、いろいろな措置が考えられようかと思うんです。ですが、そういうものを適宜、抱き合わせてというのを言葉が悪いですが、つきませて使っていくことが必要なんじゃないかというふうに思います。

長くなつて恐縮でございますが、この間の米国の場合に、その後いろいろな報告書で、暴落が再び起らぬないようにどういう対策を講じたらいいかということについていろいろな考えが出ております。

そのときの一つは、現物と先物の市場と、もう

日本の場合には、今のそれに当てはめてみますと、既にサーキットブレーカーについてはいろいろな措置が考えられておりますし、米国のスペシャリストに比べますと、日本の証券会社の資本というものは相当大きいと考えてよろしいかと申します。

それから、現先一体という問題については、牛ほどから議論が出ておりますように、証券取引所で現物と先物と一緒に扱うということでございますから、この点にも問題がないと思いますが、残つておるコンピューターの能力をさらに拡大する必要があるという問題、それから、将来日本でも先物を実施いたしますればプログラム売買というものは出てくると思いますが、それに対する対応をどうするかということはこれから十分検討していかなければいけない問題であるというふう

○参考人（伊夫技一雄君） ちよつとお答えが違う
のではあるまいが、そんな氣もするものですから、このインパクトについてどのような見通しをお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。
最後に、原参考人にお尋ねいたしますが、金利の自由化についてこれもまたとどめることのできない、むしろ金利の自由化をアクセラレートするようなインパクトをもたらしまして、西ドイツでは既に郵便貯金が民営化する旨議会で決定しそうでありますが、いよいよ郵便貯金につきましても我々は腹をくくって新しい時代に対応する努力を開始すべきではないかとひそかに思っているんです
ありますが、そのときにいかなる準備、順序、段取りでこれを進めていったらよいとお考えかどうか、御所見をぜひ伺いたいと思います。
以上であります。

のが別々になつてゐるのがいけないんだと、この現物と先物市場を一体的に管理するようすべきであるという議論が非常に多かつたというふうに思います。それからもう一つは、コンピューターの能力が小さ過ぎたので、この能力をもつと拡大すべきであるという議論もございました。それからもう一つは、アメリカの証券会社、殊にスペシャリストという存在でございますが、そのスペシャリストの資力が小さ過ぎたので、あの暴落のときに株価を支え切れなかつたので、スペシャリストの資金力、資本力というものをもつと拡大すべきであるという議論もございました。また、サーキットブレーカー、いわゆる悪循環を切るために値幅制限、その他のサーキットブレーカーの措置が必要であるという議論がありました。もう一つの議論は、今もちょっとお話を出ましたプログラムの売買そのものがいけないのではないかけれども、そのプログラム売買のそのプログラムの組み方が暴落を加速したんじゃないか、そういうふうな五つくらいの意見があつたように思いました。

○栗林卓司君 既に多岐にわたってお話を伺つておりますので、私は一点だけお尋ねをして、教示をうけたいと思います。
そこにリスクがありヘッジの必要性が高まる限り、先物市場の拡大というのはとめることができない流れだと私は思います。ただ、先物市場の本質は大というものがとどめることができない流れだと見て、日本の金融市场、証券市場にいかなるインバクトを与えるのであるかとこう考えてみますと、結局これは金利の自由化に対しても少なくも立派的ではないし、むしろ加速するようなインバクトをまず与えるのではないか、そう思いますが、その点につきまして伊夫俊参考人にはます教えていただきたいと思います。
また、あわせていわゆる垣根問題でありますけれども、先ほど田淵参考人から垣根問題が持つております意義について詳細に御説明ございまして、よくわかつたのですが、しかしこれでこれから証券金融市场における先物市場の拡大発展を軸とする変化を考えてまいりますと、実は根本そのものを薄めるようなそういうインバクトを結局この先物市場の拡大発展というのは持つてゐると思います。

と思ふんでござりますけれども、現在、日本は御案内のとおり有力な国際金融センターの一つになつておりますて、諸外国におけると同様に、先物等によりまするリスク・ヘッジ・ニーズでござりますけれども、これは近年急速に高まつてゐる。こういうことを考えてまいりますと、先物市場の潜在的な成長性、こういうことでは海外の市場と比べましても引きとらないのではないかろうかと、こういうふうに思つております。

で、それからもう一つ、金利の自由化につきましてのあれでございますが、御案内のとおり、国債の大量発行と内外資金の交流の活発化、それから企業とか家計におきます金利選好がこのところ非常に高まつてゐる、それから資金調達、運用の多様化と相まちまして、日本の金利の自由化を促進する要因となつておるわけでござります。こうした環境の変化の中でもつて、自由金利商品の拡大等によりまして、金利の自由化が発展しておると、こういうことは御案内のとおりでござります。

で、預金金利につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これまで二年半の間、段階的ではござりますけれども、当初我々の予想を上回りますようなスピードでもつて進んできたわけでござ

ざいます。スピードが速過ぎるのではないかと、こういうような心配もあったわけでございませんけれども、これまでのところは幸いのところ、環境が金融緩和基調であったというようなこともございましたし、それに比べまして銀行の経営努力も進んだ。こういうようなこともございましたものですから、現在のところ非常に順調に進んでいるのではなかろうかと、こういうふうに思つております。

○参考人(田淵節也君) 垣根問題に関して先ほど私の信念を申し上げたわけですが、垣根のぎりぎりのところというのは、御存じのように証取法六十五条でございますし、それから証取法の本家といいますか、アメリカのグラス・スティーガル法でございます。アメリカのグラス・スティーガル法に関して、これを改正すべきであるという意見がアメリカの銀行さんの側から随分出ておりまして、御存じのようアメリカの国会、すなわち上院、下院にその問題が提出されております。相当長い期間がかかつておりまして、私に存する限りではもう四、五年かかりじゃないかと思いますが、議論はいつも一九三〇年に戻るわけですね。やはり一九三〇年に戻るということは、銀行が証券業務をあわせ行うことは、預金者保護それから銀行経営の健全性確保、利益相反、そういう問題になつてくるわけでござります。

それと、これはアメリカの現状を申し上げたわけでございますが、この問題を論ずるに際しましては、やはり我が国の場合には、我が国特有の金融慣行と申しますか、例えば金融による企業支配というような問題も戦前戦後を通じて随分あつたわけございまして、これも十分考慮されなければならぬ問題だとそう思つております。

しかし、時代がどんどんこんなようになって変化をしておりまして、銀行さんとそれから我々証券業界との間の何といいますか、中間で判然としないというような、よく周辺業務と申しておりますけれども、例えばコマーシャルペーパーの発行、それからその販売というようなことは、

一体これはどちらが扱うべきか。これはアメリカの場合は自然発生的にコマーシャルペーパーというものができたわけでございまして、自然発生的に行われて、いろいろなサービスの提供が行われて証券会社が扱つてきて、今現在も証券会社が扱つておりますが、日本の場合はこれを行政でどういうふうに考えるか、これはちょうど真ん中辺の周辺業務であるということで、銀行さんも我々も全くイコールフットディングで仕事をさしていただいてるというようなことでございます。

今後もそういう問題はいろいろ起ころうかと思いますが、基本的には私は垣根はきちんとした方が将来大きな問題は起こらないであろう、そういうふうに思つております。

○参考人(原司郎君) 冒頭にきょうはホールセール業務について御意見述べたいというふうにお断りをして、リテールのような小口の話はまた留保させていただきたいというようなことをちょっとと申したんですけども、せつかくの御質問でござりますのでお答えをさしていただきたい

と思います。

以上でございます。

○野田陳平君 きょうはありがとうございました。

先物市場から離れてお尋ねするのをちょっとと恐縮なんですけれども、田淵参考人と原参考人にお聞きしたいと思います。

田淵さんは、マル優の廃止でもって大衆のお金が株式市場に流れ込んできたという話をよく聞

けてござりますが、この問題を論ずるに際しましては、やはり我が国の場合には、我が国特有の金融慣行と申しますか、例えば金融による企業支配というような問題も戦前戦後を通じて随分あつたわけございまして、これも十分考慮されなければならぬ問題だとそう思つております。

しかし、時代がどんどんこんなようになって変化をしておりまして、銀行さんとそれから我々証券業界との間の何といいますか、中間で判然としないというような、よく周辺業務と申しておられますけれども、最近キャピタルゲイン課税が新聞などであれやこれやと記事が出ておりますのでおおよそそのことは御承知だと思いますけれども、キャピタルゲイン課税は不公平のは正とすることを前提に始まつた話ですので、この辺をどういうふうにお考へか、第三者的な意見でも結構ですけれども、同時に、納税者番号制度についてどのようないふ所見をお持ちでしようか、それを伺つて、それ

完全自由化した方がいいんじゃないかというふうに考えておりまして、そこでいろいろな商品開発が行われて、いろいろなサービスの提供が行われるということが望ましいんじゃないかな。

で終わりにしますのでよろしく。

○参考人(田淵節也君) マル優制度が廃止され分離課税二〇%ということが実施されたわけでござります。マル優の金額が相当大きな金額でございましたので、その金が移動すればこれは大移動であるということで、特に経済関係のジャーナリズムのお方たちが相当取り上げたわけでございました。

しかし基本的に、マル優でお金を預ける主として預金それから郵便貯金あるいは証券業界の公社債を中心としたもの、それから公社債を中心とした投資信託、そういうものがマル優だったわけでござりますけれども、何といいますか、マル優を利用されていたお客様は非常にかたいお方でございますね。そんなリスクは嫌いである、ともかくちから、郵便貯金がどうあるべきかというのをもう少し検討してみなくちゃならないというふうに考えております。

ただ、そういうお方たちですから株式には来おりません。

ただ、そういうお方たちですから、何といいますか、確定利率の世界ですから、より有利であるとか不利であるとかいつても、もう本当に〇・何%の世界でござりますけれども、それでも〇・何%でもより有利なところを探してそちらに資金を移動しているということはござります。証券業界の中のマル優利用者がかわっている姿を見ましても、〇・一%の利回りのいいものにかわつているというようなのが現状でございまして、リスクを持つた株式市場そのものには余り資金が移動しないという報告を受けております。

○参考人(原司郎君) 私は財政学の専門家でございません。特に税制については余り専門的な研究をしておりませんので的確なお答えになるかどうかわかりませんけれども、貯蓄に對して課税をするということはやっぱり所得税を原則とする考え方ではないかということで私はどちらかというと所得税よりも支出税の方が公正という意味では公正ではないかというふうに考えておりまして、そういう観点から貯蓄に對する課税そのものに対する疑問を持つておるということです。

かといつて、仮にそれが支出税中心といつても、例えばみなし家賃に對してどういうふうな評価をするかとかいうふうな問題も出てまいりますから一概には言えませんけれども、仮に貯蓄に對して税をかけるといたしましても、やはりあらゆる貯蓄商品に對して税制上の公正さが保障されなければならぬ、こういうことでございまして、やっぱりそういう見地からキャピタルゲイン課税という問題も考えなくてはならないんじやないかといふふうに考えております。

それから、納税者番号につきましては、条件によりますけれども、いろんな条件が考えられると思ひますけれども、いろいろな条件が考えられるところの方々には、御多忙中のこところ御出席を賜り、短い時間ではございましたが貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。おかげさまで真剣な論議ができました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月二十九日)

一、証券取引法の一部を改正する法律案 二、金融先物取引法案

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税の導入反対、大幅な所得減税に関する請願(第一三四〇号)

一、新大型間接税の導入反対に関する請願(第一三八七号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一三八八号)

一、新大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第一三八九号)(第一三九〇号)

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一四六六号)(第一四八二号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一三三四〇号)昭和六十三年四月二十二日受理

一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税に関する請願(第一三八八号)昭和六十三年四月二十六日受理

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一三八九号)昭和六十三年四月二十六日受理

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一三八九号)昭和六十三年四月二十六日受理

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一三九〇号)昭和六十三年四月二十六日受理

一、いかなる名稱・形式にしようとも、大型間接税は導入しないこと。

一、いかなる名稱・形式にしようとも、大型間接税は導入しないこと。

請願者 北海道士別市南士別町 佐藤正敏
紹介議員 菅野 久光君
外四名

新大型間接税は、国民生活はもとより、農家の經營と生活に過酷な犠牲を強いるものであり、農業生産のコストアップによる医療・福祉の充実や国民本位の減税のための財源確保を行うこと。

第一三八七号 昭和六十三年四月二十六日受理

新大型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区上祖師谷一ノ四一
ノ六 吉岡和美 外四百九十四名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一三八八号 昭和六十三年四月二十六日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都都橋区仲宿二ノ七 佐藤 八郎
外七百八十六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一三八九号 昭和六十三年四月二十六日受理

新大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都江東区北砂六ノ二五ノ八
清野正平 外三百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一三九〇号 昭和六十三年四月二十六日受理

新大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 埼玉県越谷市平方一、八九二
本憲勇 外四百二十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一三九〇号 昭和六十三年四月二十六日受理

新大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 埼玉県越谷市平方一、八九二
岡

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

新型間接税導入反対に関する請願
請願者 北海道士別市南士別町 佐藤正敏
紹介議員 菅野 久光君
外四名

新型間接税は、国民生活はもとより、農家の經營と生活に過酷な犠牲を強いるものであり、農業生産のコストアップによる医療・福祉の充実や国民本位の減税のための財源確保を行うこと。

第一三八七号 昭和六十三年四月二十六日受理

新大型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区上祖師谷一ノ四一
ノ六 吉岡和美 外四百九十四名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一三八八号 昭和六十三年四月二十六日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都都橋区仲宿二ノ七 佐藤 八郎
外七百八十六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一三八九号 昭和六十三年四月二十六日受理

新大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都江東区北砂六ノ二五ノ八
清野正平 外三百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一三九〇号 昭和六十三年四月二十六日受理

新大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 埼玉県越谷市平方一、八九二
本憲勇 外四百二十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一三九〇号 昭和六十三年四月二十六日受理

新大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 埼玉県越谷市平方一、八九二
岡

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第一四八二号 昭和六十三年四月二十八日受理
新型間接税導入反対に関する請願

請願者 北海道上川郡東川町東六号北一一
金成隆夫 外十八名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第十号中正誤	
ページ	段行
一	一から二
二	四つ目
三	四つ
毛	シアリング
ニ	ヒアリング
三	いわゆる
二	いわゆる
一	首腦
三	首脳
四	正
五	いうもの
四	いうもの
六	矢継ぎ早
七	矢継ぎ早
元	いつたのだと思
元	いつたのだと思
一	ます
二	ます
三	既に
四	既に
三	構造
二	構造
一	新規要綱
二	新規要綱
三	新規要綱
四	新規要綱
五	新規要綱
六	新規要綱
七	新規要綱
第十一号中正誤	
ページ	段行
一	三未
二	首惱
三	誤
四	誤
五	いのもの
四	いのもの
六	矢継ぎ早
七	矢継ぎ早
元	いつたのだと思
元	いつたのだと思
一	ます
二	ます
三	既に
四	既に
三	構造
二	構造
一	新規要綱
二	新規要綱
三	新規要綱
四	新規要綱
五	新規要綱
六	新規要綱
七	新規要綱
第十二号中正誤	
ページ	段行
一	意えます
二	考えます
三	正
四	利払い費
五	利払い費
六	利払い費
七	利払い費

昭和六十三年六月三日印刷

昭和六十三年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局